那須町男女共同参画計画

計画期間：令和２年度～令和６年度

男女がともに支え合い

みんなが輝き活躍できるまち

令和２年３月

栃木県　那須町

はじめに

那須連山と八溝の山並みに育まれ、自然豊かで、歴史と伝統を有する那須町は、よりよい郷土づくりのために、個人の尊重や法の下の平等の理念に基づき、男女平等の実現に向けさまざまな取組を推進しています。

しかしながら、社会的、文化的、地域的に形成された性別による役割分担意識や慣行が依然として根強く残っています。

更に、本格的な人口減少社会を迎え、世界的に見ても少子高齢化が早い速度で進んでおり、国際化、情報の高度化、家族形態の多様化に伴い、解決すべき課題は山積しています。

これらの課題を解決するためには、家庭、職場、地域等あらゆる活動場所において、全ての人が家庭生活における活動と他の活動の両立ができ、喜びと責任を共に分かち合う社会の実現を図るとともに、性別に関わりなく一人ひとりが個人として尊重され、それぞれの能力を発揮し、多様な生き方を選択できる男女共同参画社会を実現することが必要です。また、男女共同参画社会の実現は、２０１５年の国連サミットで提唱されたＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の達成目標のひとつでもあります。

国では、男女がともに、社会の対等な立場で互いを理解し、自らの意思によってあらゆる分野において個性と能力を発揮できるよう、平成１１年に男女共同参画社会基本法を策定しました。

那須町においても、第７次那須町振興計画の施策の中で男女共同参画に係る取組を進めています。また、平成２９年に策定した那須町教育振興基本計画及び平成３０年に策定した那須町生涯学習推進計画においても、誰もが生涯活躍できる男女共同参画社会の推進を重点的な取組として位置づけています。

これらの状況を背景として、このたび、国の男女共同参画基本計画及びとちぎ男女共同参画プランを勘案し、那須町男女共同参画計画を策定しました。

本計画において、基本理念として掲げている「男女がともに支え合い　みんなが輝き活躍できるまち」の実現のために、町民、地域、事業者、関係機関等と連携のもと、協働して取り組むことが重要ですので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、アンケート調査にご協力いただきました皆様及び本計画策定にご尽力をいただきました那須町男女共同参画審議会委員の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

那須町長　平山　幸宏

目　次

第１章　計画の概要
１　計画策定の趣旨……１
２　計画策定の背景……１
３　計画の基本的事項……２
（１）計画の性格……２
（２）計画の位置付け……２
（３）計画期間……２
第２章　統計、アンケート調査から見る現状と課題
１　統計から見る現状と課題……３
（１）人口・人口動態……３
（２）女性の雇用・就労状況……７
（３）保健・福祉……８
（４）ＤＶ相談・児童虐待相談件数の推移……１０
２　アンケート調査から見る現状と課題……１１
（１）男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり……１２
（２）男女がともに活躍できる環境づくり……１５
（３）生涯健康で安心して暮らせる社会づくり……２０
３　那須町の現状と課題……２４
（１）男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり……２４
（２）男女がともに活躍できる環境づくり……２４
（３）生涯健康で安心して暮らせる社会づくり……２４
第３章　計画の基本的な考え方
１　基本理念……２５
２　基本目標……２５
３　計画の体系……２６
第４章　計画の内容
基本目標１　男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり……２７
（１）推進目標１　男女共同参画の意識づくり……２７
（２）推進目標２　男女が互いに尊重できる教育・学習の充実……２８
基本目標２　男女がともに活躍できる環境づくり……２９
（１）推進目標１　ワーク・ライフ・バランスの推進……２９
（２）推進目標２　政策立案・決定の場における女性の参画促進……３０
（３）推進目標３　男女がともに働きやすい環境づくり……３１

基本目標３　生涯健康で安心して暮らせる社会づくり……３２
（１）推進目標１　生涯を通じた健康づくりの推進……３２
（２）推進目標２　暴力等の防止と人権の尊重……３３
資料編
那須町男女共同参画推進条例……３４
那須町男女共同参画審議会規則……４０
那須町男女共同参画審議会委員名簿……４１
那須町男女共同参画計画策定・推進委員会設置要綱……４２

第１章　計画の概要

１　計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます。（男女共同参画社会基本法第 2 条）

しかしながら、現状では、家庭や職場における性別による役割分担意識、地域の慣習等も残っており、真の男女平等の実現には多くの課題が残されています。

これらを踏まえ、那須町では、老若男女問わず全ての人が明るく充実した生活が送れるよう、あらゆる分野において、個性が発揮できる環境づくりを進めるため、町民、地域、事業者、関係機関等が一体となって取り組む男女共同参画計画を策定します。

２　計画策定の背景

男女共同参画社会形成に向けたこれまでの世界の動きは、昭和 50 年の「国際婦人年」を契機に、女性の地位向上に関する取組から始まりました。そして同年にメキシコで第 1 回目の国際婦人年世界会議が開催され、女性の人権擁護と男女平等の実現に向けた取組が本格的に始動しました。

更に、平成 12 年にニューヨークで開催された国連特別総会では、男女平等の実現に向けた政治宣言がなされ、平成 23 年には、関連する 4 機関が統合され、国際女性機関（ＵＮ－Ｗｏｍｅｎ）が発足しました。

国内では、昭和 60 年に男女雇用機会均等法の制定や女性に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約が批准されました。平成 6 年には、総理府に男女共同参画推進本部、諮問機関に男女共同参画審議会が設置され、平成 8 年には「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。そして、平成 11 年に男女共同参画社会基本法が施行され国の重要課題として位置づけられました。

栃木県では、昭和 56 年に「婦人のための栃木県計画」、昭和 61 年に「とちぎ新時代女性プラン」、平成 13 年に「とちぎ男女共同参画プラン」が策定されました。

那須町では平成 16 年に女性団体連絡協議会を立ち上げ、男女共同参画に関する業務に取り組んできました。今般、より一層男女共同参画を推進するため、本町における男女共同参画計画を策定することとしました。

３　計画の基本的事項

（１）計画の性格

那須町男女共同参画計画は、那須町における男女共同参画社会の実現に向けた取組方針を示すもので、第７次那須町振興計画をはじめ、那須町教育振興計画、那須町生涯学習推進計画等、その他関連計画との整合性を図り、町民や関係機関等と連携しながら、協働で推進する共通指針です。

（２）計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第３項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。

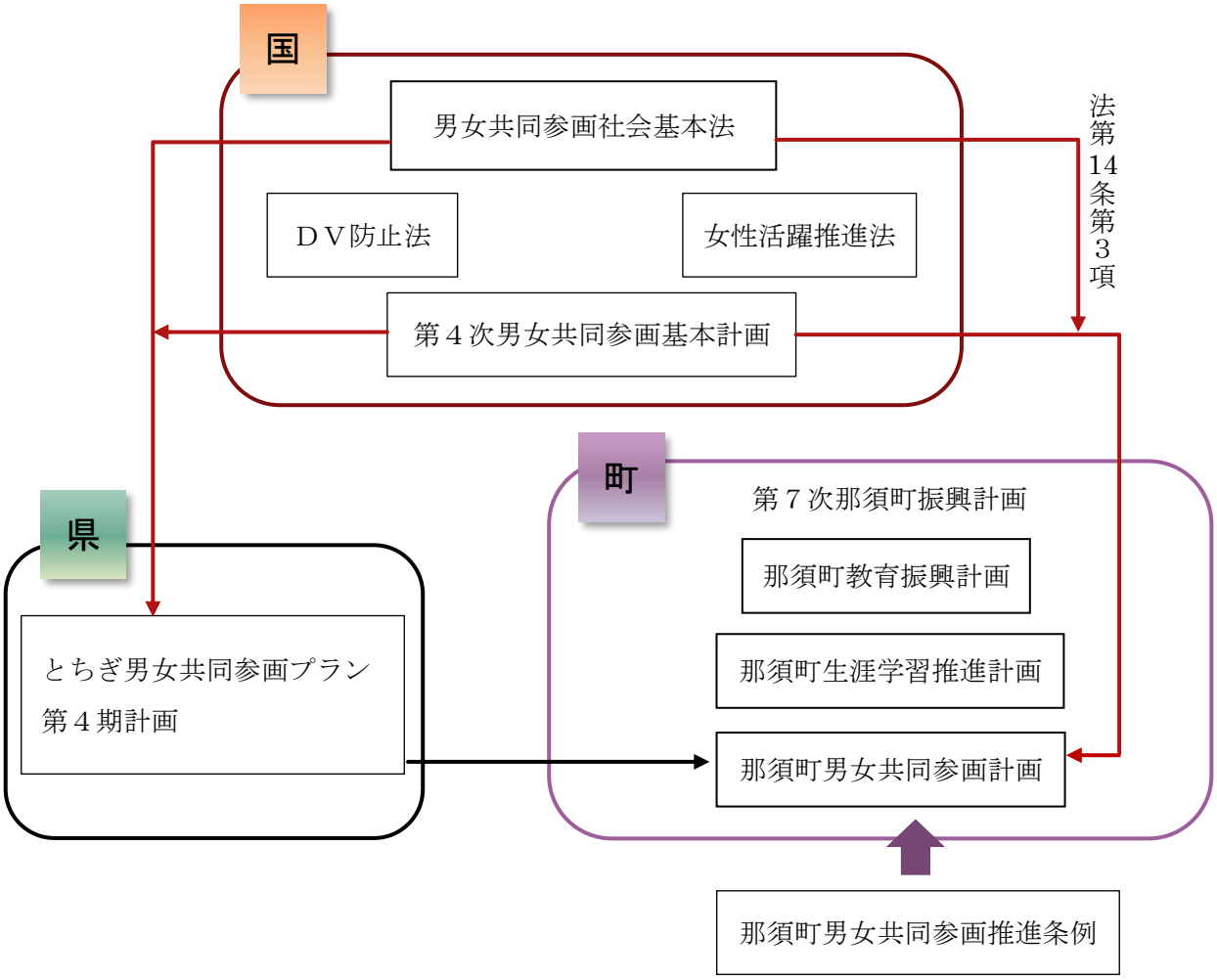

（３）計画期間

計画期間は、令和２年度から令和６年度までの５年間とします。ただし、国際社会の動向や社会状況の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じ見直しを行います。

第２章　統計、アンケート調査から見る現状と課題

１　統計から見る現状と課題

（１）　人口・人口動態

★年齢３区分別人口の推移

那須町の総人口は平成２７年時点、２４，９１９人（国勢調査）で平成１２年以降減少しています。

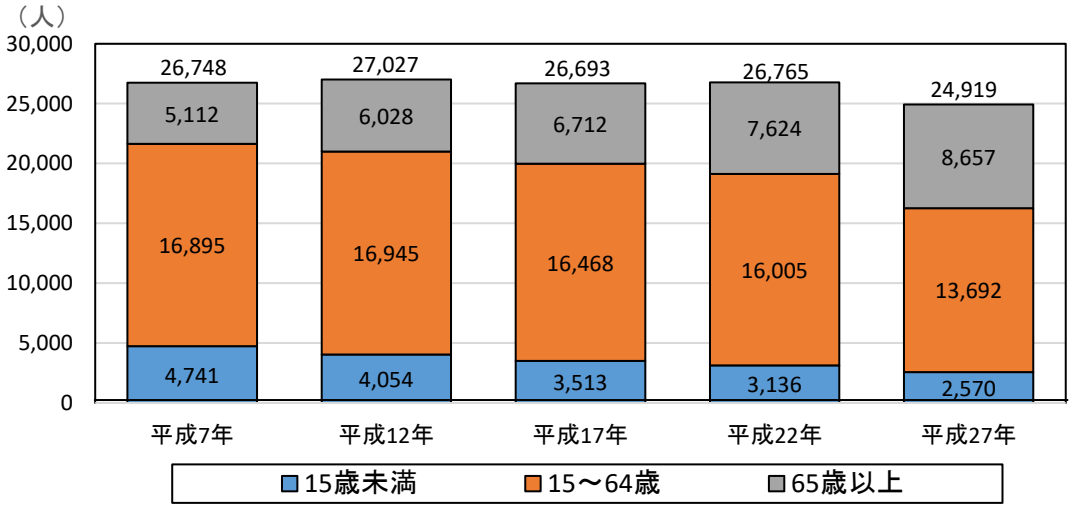

資料：総務省「国勢調査」（平成２７年）

★年齢３区分別人口割合の推移

那須町の６５歳以上人口割合は増加しており、１５歳未満人口割合及び１５歳～６４歳人口割合はともに減少しています。

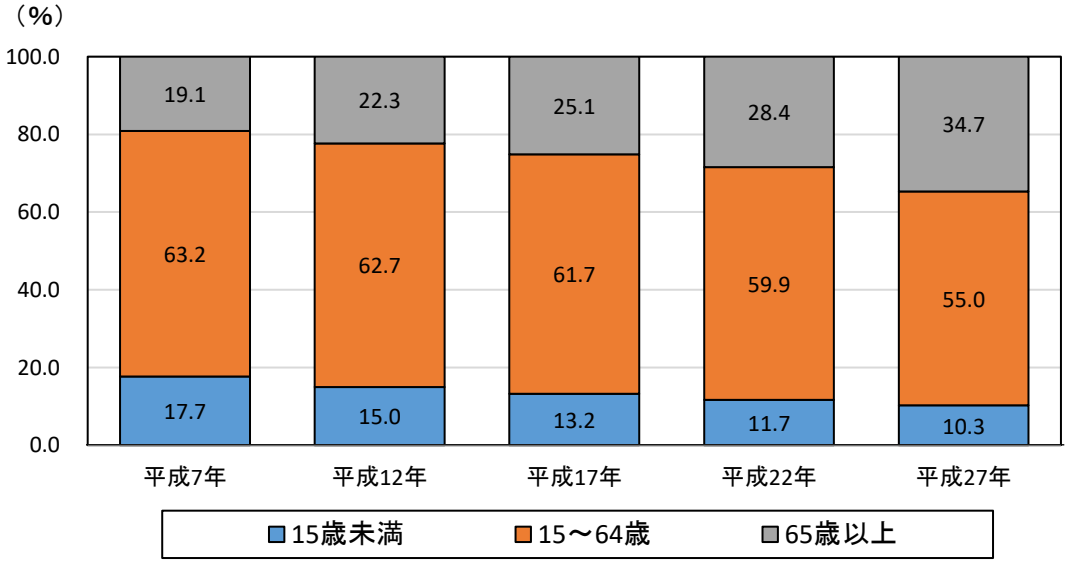

資料：総務省「国勢調査」（平成２７年）

★人口ピラミッド

那須町の人口ピラミッドをみると、５０歳代後半から６０歳代後半の人口が多く、１０歳未満、２０歳代の人口が少ない傾向がみられます。また、８０歳以上では男性より女性が顕著に多くなっています。

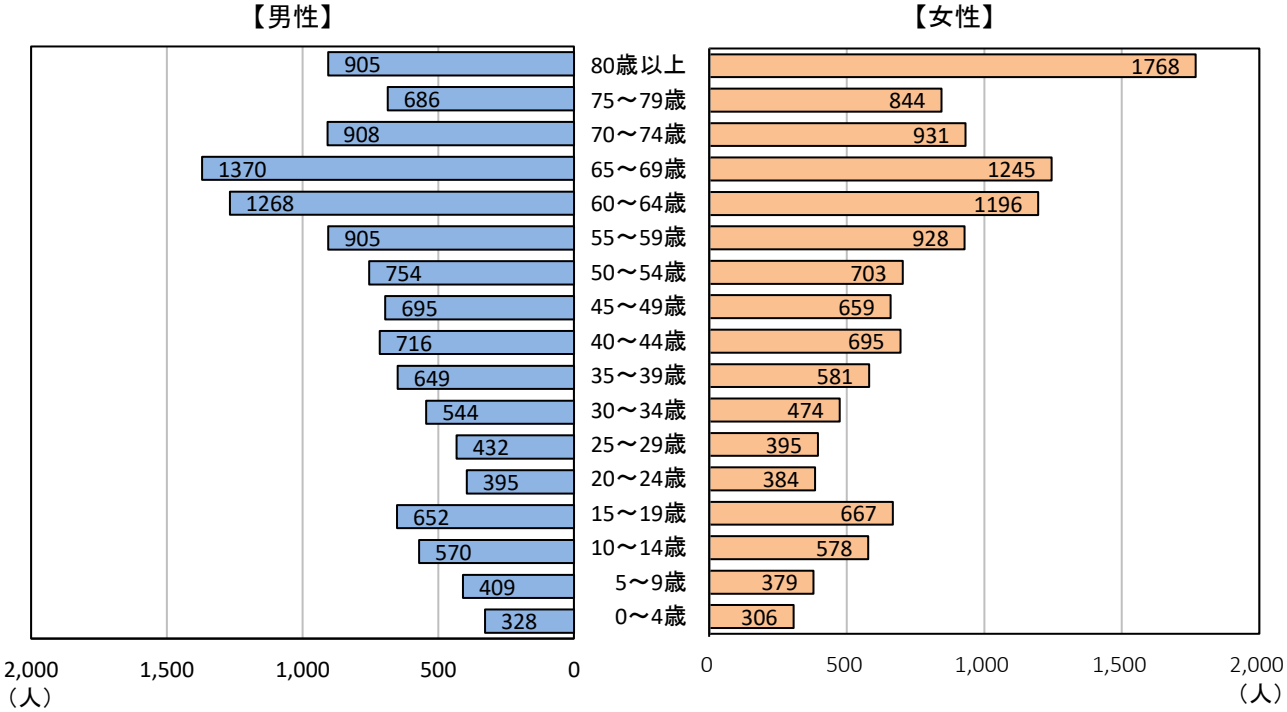

資料：総務省「国勢調査」（平成 27 年）

★社会動態の推移

那須町の社会動態の推移をみると、平成２８年度は転入者数が転出者数を上回り社会増となりましたが、それ以降は転出者数が転入者数を上回る社会減の状況で推移しています。

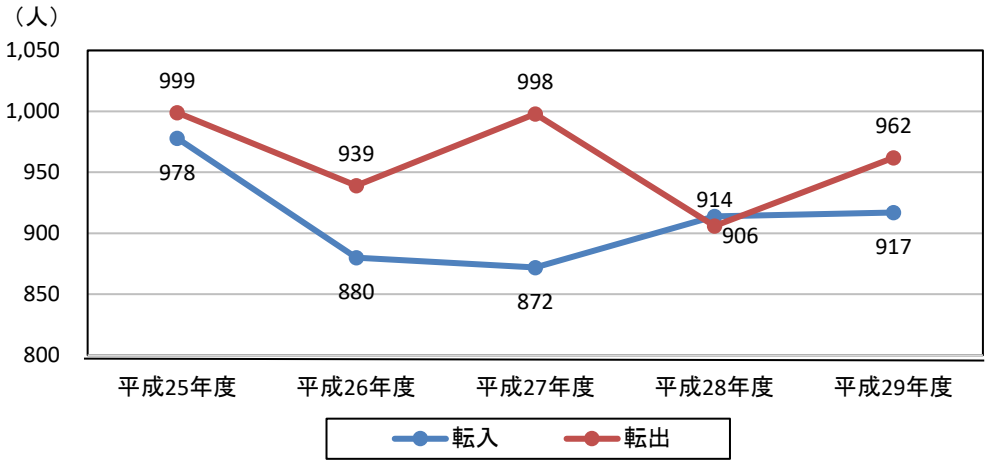

資料：那須町統計書

★出生率の推移

那須町の出生率※は、減少傾向にあります。平成２９年は4.4となっており、栃木県、全国を大きく下回りながら推移しています。

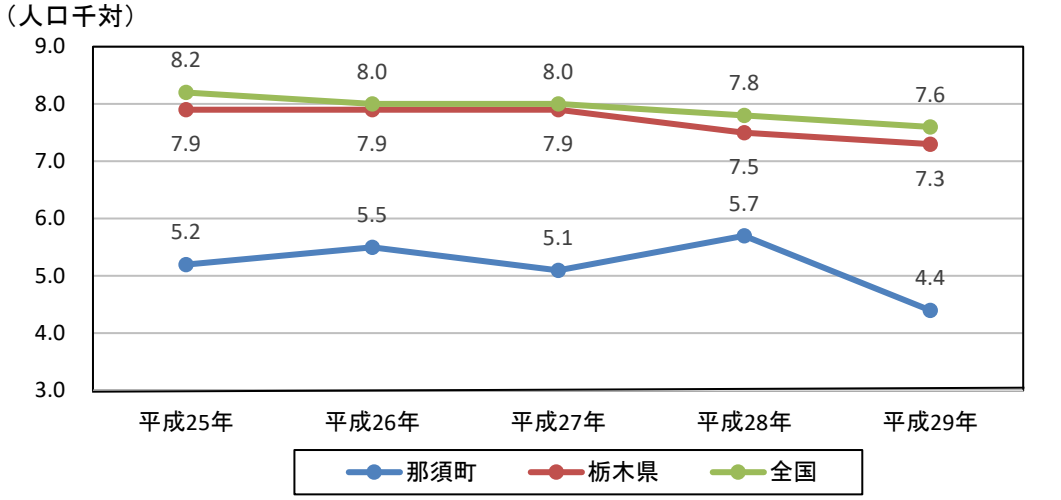

資料：厚生労働省「人口動態調査」

※出生率とは、一定期間（年間）の出生数の一定人口（１０００人あたり）に対する割合

★婚姻率の推移

那須町の婚姻率※は、減少傾向にあります。平成２９年は3.0となっており、栃木県、全国を大きく下回りながら推移しています。

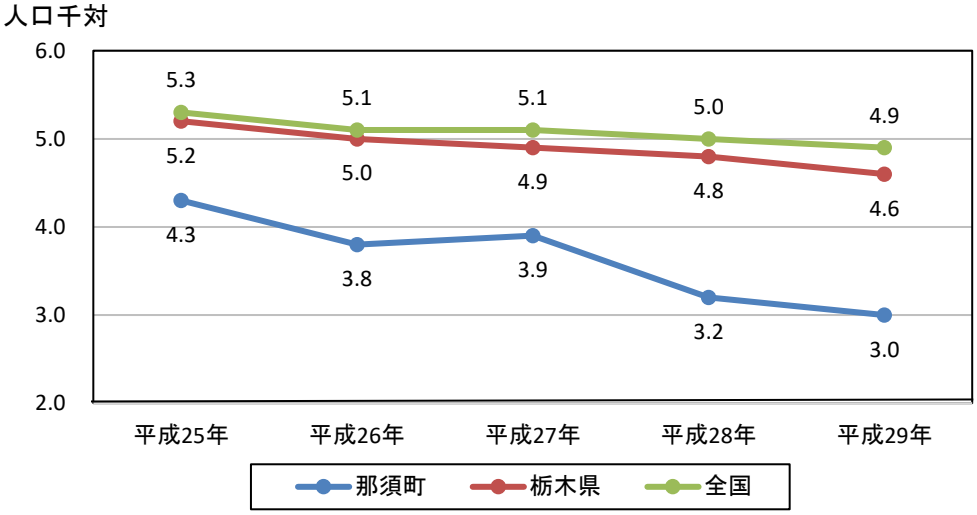

資料：厚生労働省「人口動態調査」

※婚姻率とは、一定期間（年間）の婚姻届出件数の一定人口（１０００人あたり）に対する割合

★離婚率の推移

那須町の離婚率※は、平成２５年は栃木県、全国とほぼ同率でしたが、平成２６年からは栃木県、全国を下回りながら推移しています。

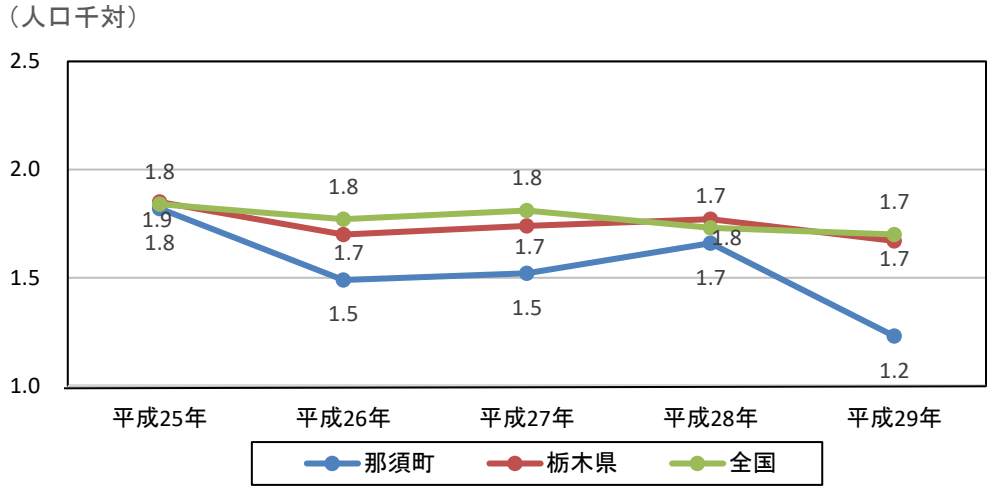

資料：厚生労働省「人口動態調査」

※離婚率とは、一定期間（年間）の離婚届出件数の人口に対する割合

★未婚率の推移

那須町の未婚率※は、平成１２年から平成２７年にかけて、男性の３５～３９歳で 32.1%から 43.3%と 11.2 ポイント、女性の３０～３４歳で 18.3%から 39.7%で 21.4 ポイント増加しており、特に若年女性の未婚率の増加が顕著となっています。各年齢層で女性より男性の未婚率が高くなっており、生涯未婚率※は平成２７年で男性 26.2%、女性 12.0%となっています。

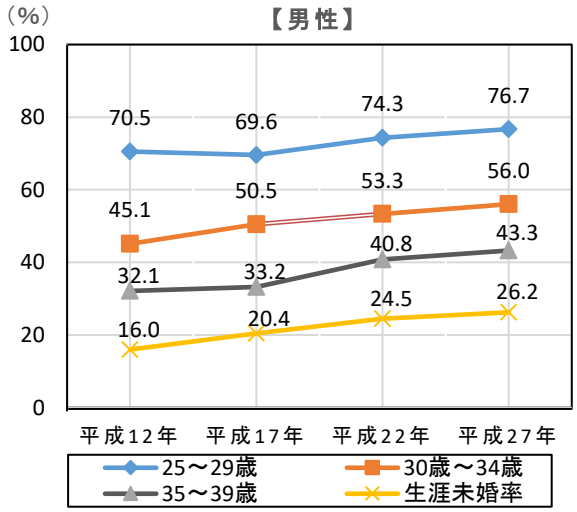

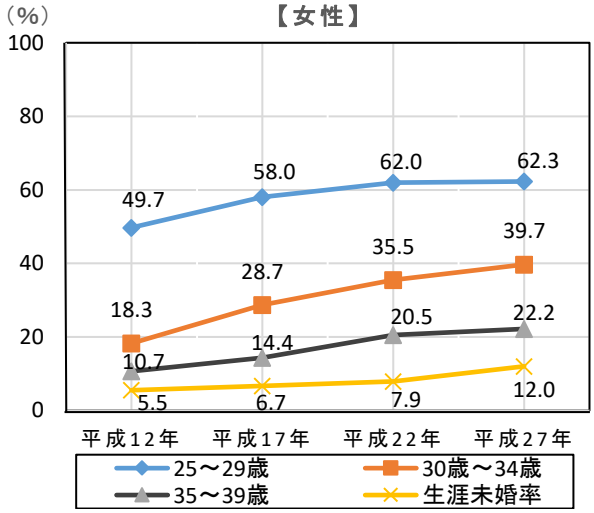

資料：総務省「国勢調査」（平成２７年）

※未婚率とは、一定期間（年間）の未婚者数の人口に対する割合

※生涯未婚率とは、「45～49 歳」と「50～54 歳」未婚率の平均値から、「50 歳時」の未婚率（結婚したことがない人の割合）を算出したもの

（２）　女性の雇用・就労状況

★女性雇用者割合の推移

雇用者※に占める女性の割合は全国的に増加傾向にあり、那須町では平成２７年が 45.4%となっており、栃木県、全国を上回って推移しています。

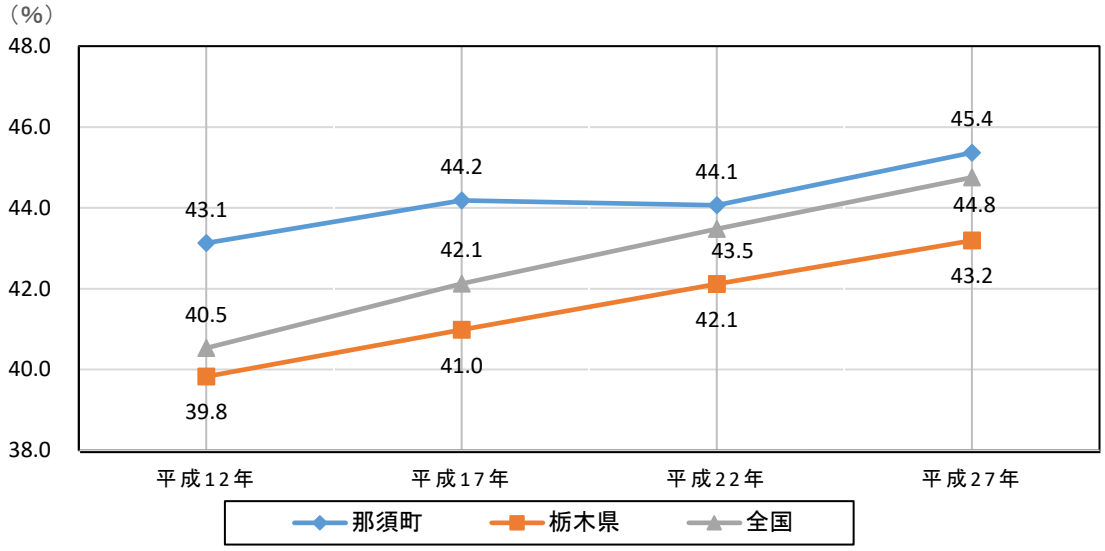

資料：総務省「国勢調査」（平成２７年）

※雇用者とは、会社員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・臨時雇い等、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人（役員含む）

★女性の労働力率※の状況

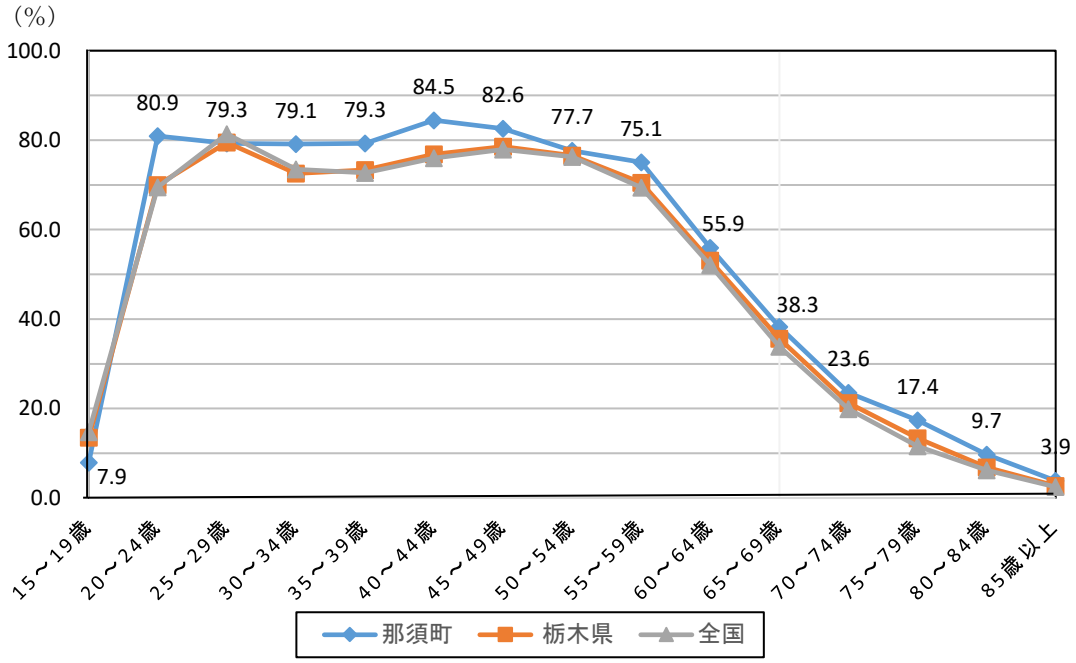

資料：総務省「国勢調査」（平成 27 年）

※労働力率とは、生産年齢に達している人口のうち、労働力として経済活動に参加している者の割合

★従業上の地位の状況

那須町の雇用者における従業上の地位の状況を見ると、女性は男性より正規職員の割合が低く、パート・アルバイト等の非正規の割合が高くなっています。

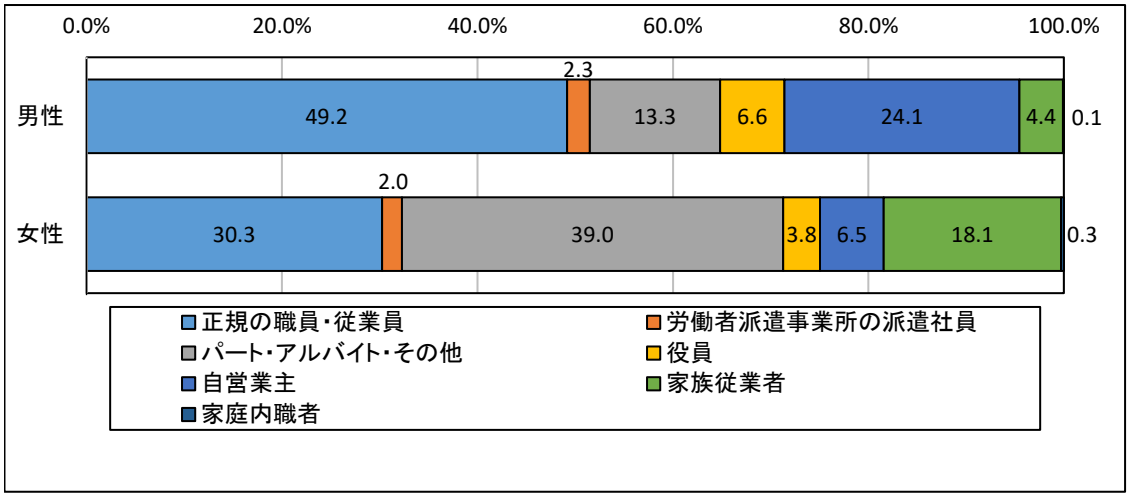

資料：総務省「国勢調査」（平成 27 年）

（３） 保健・福祉

★平均寿命と健康寿命

那須町の平均寿命※、健康寿命※をみると、平均寿命・健康寿命ともに、女性は栃木県を上回っており、男性は下回っています。

		那須町	栃木県
平均寿命（平成 27 年）	男性	79.7	80.1
	女性	86.5	86.2
健康寿命（平成 28 年）	男性	78.2	79.0
	女性	84.4	83.4

資料：栃木県　健康増進課

※平均寿命とは、出生時（０歳）の平均余命のこと

※健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと

★自殺者数の推移

那須町の自殺者数の推移をみると、増減を繰り返しながらも減少傾向にあります。

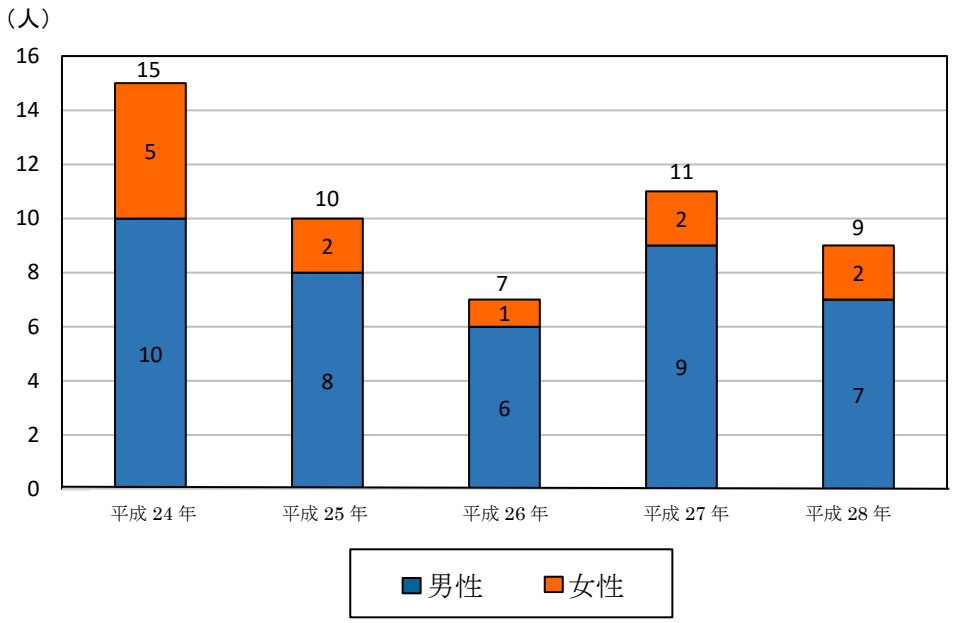

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

★自殺死亡率の推移

那須町の自殺死亡率※は栃木県、全国を大きく上回っています。

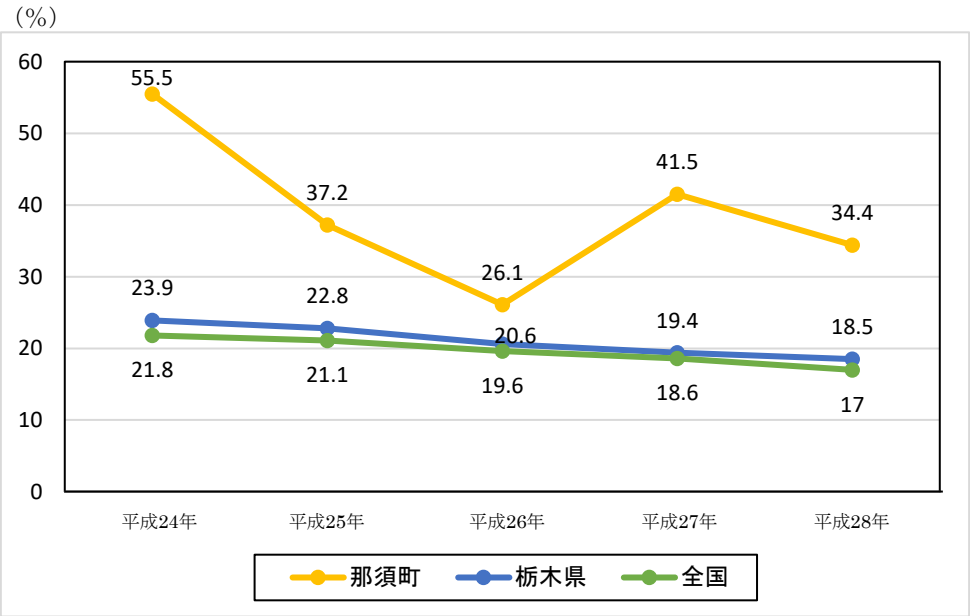

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

※自殺死亡率とは、その年の人口 10 万人あたりの自殺者数のこと

（４）　ＤＶ相談・児童虐待相談件数の推移

★ＤＶ相談件数

那須町のＤＶ※相談件数は平成２６年度以降、減少傾向にありましたが、平成３０年度は増加しています。

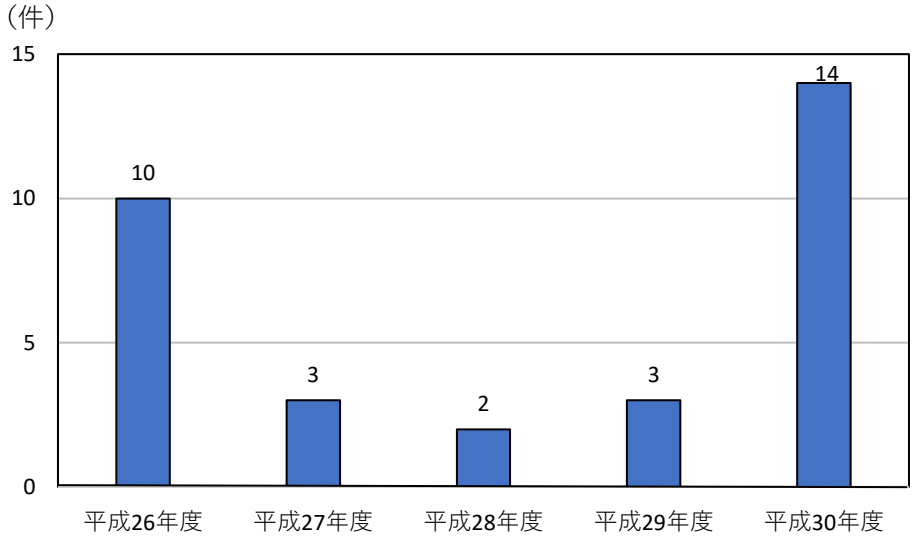

資料：那須町保健福祉課、こども未来課

※DV とは、ドメスティック・バイオレンスの略で、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと

★児童虐待相談件数

那須町の児童虐待相談件数は増減を繰り返しています。

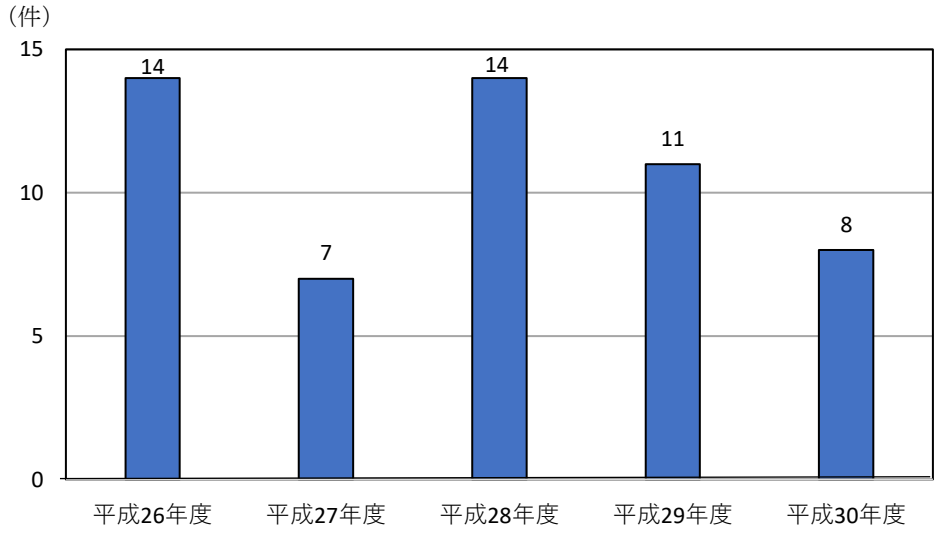

資料：那須町こども未来課

２　アンケート調査から見る現状と課題

◆調査概要

１　調査内容

・調査対象　町内在住の２０歳以上の男女

・調 査 数　５００人

・抽出方法　住民基本台帳に基づき無作為抽出

・調査方法　郵送配布・回収

・調査期間　平成３０年２月１日～２月２８日

２　回収結果

・回収数　１８０人

・回収率　３６．０％

・性　別　男性４４％　女性５６％

・年　代

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代以上	無回答
回答率	10.6%	17.8%	16.6%	21.1%	30.6%	3.3%

３　調査項目

（１）男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

（２）男女がともに活躍できる環境づくり

（３）生涯健康で安心して暮らせる社会づくり

（１）男女共同参画社会の実現にむけた基盤づくり

■男女平等や女性の地位向上をテーマとする話題に関心がありますか。

「非常に関心がある」「少し関心がある」の割合は 59.4%で全体の 6 割となっています。一方、「あまり関心がない」「ほとんど関心がない」「全く関心がない」の割合は 28.4%となっています。

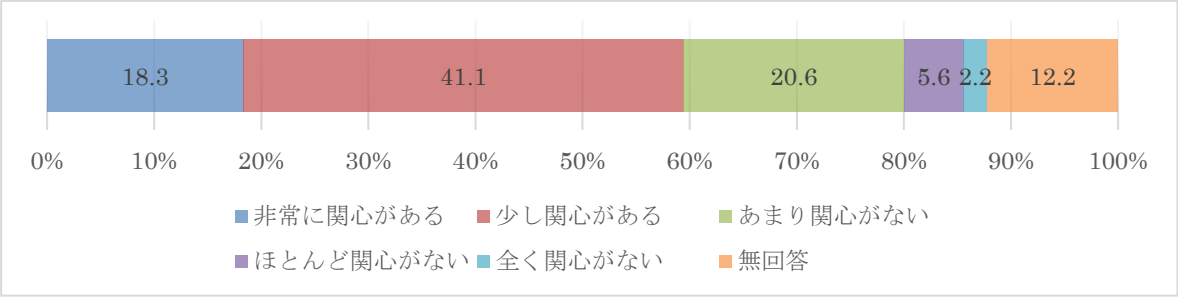

■以下の場面での男女の地位についてお伺いします。

男女の地位が平等になっていると思う分野については、「学校」を除く各項目で男性が優遇されていると感じています。特に「社会全体」「社会通念・慣習・しきたりなど」では 7 割以上となっています。

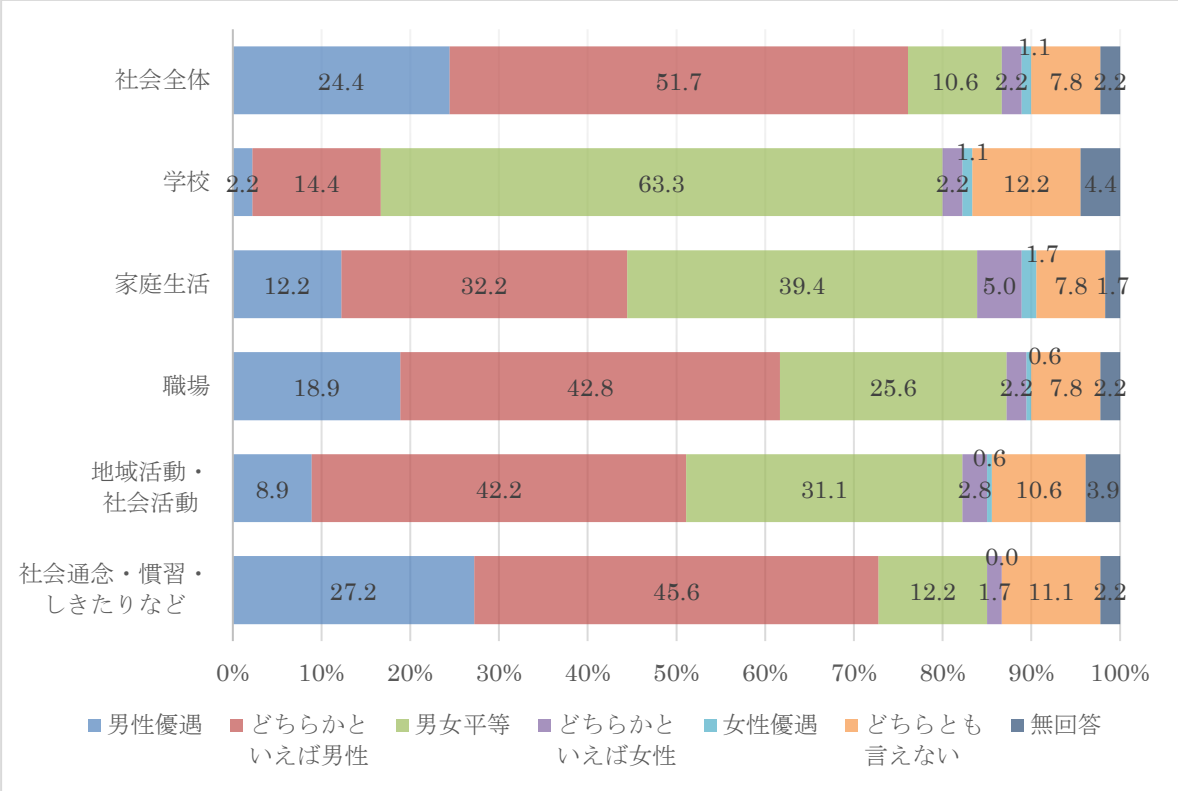

■「男性は外で働き、女性は家庭」という考え方についてお伺いします。

男性は外で働き、女性は家庭という考え方については、「同感」「ある程度同感」が21.7%、「あまり同感しない」「同感しない」が67.8%で、同感しない考えが46.1ポイント上回っています。

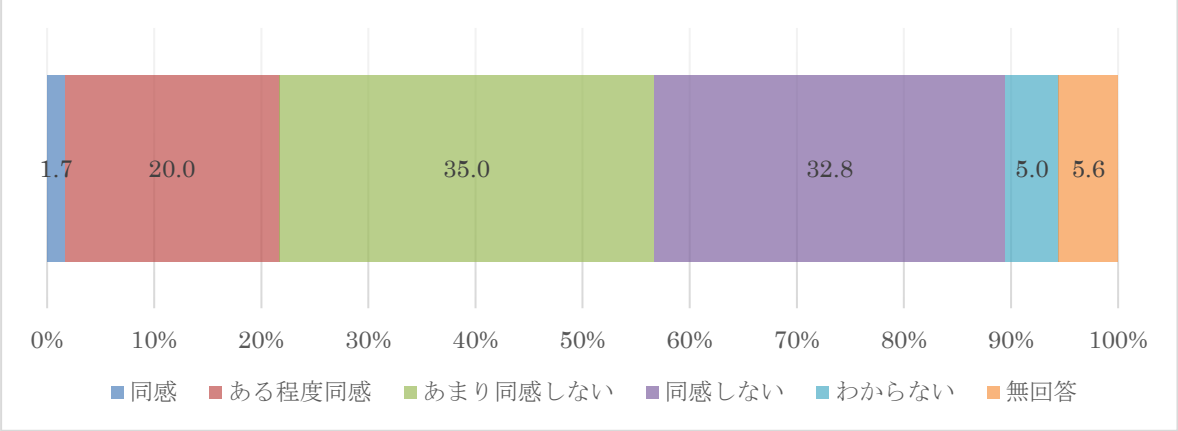

■日常生活における夫婦の役割分担についてお伺いします。

夫婦の役割分担について、「主に妻」「どちらかといえば妻」の割合が高い項目は、「食事の支度」の81.7%、「洗濯」の74.5%などで、「どちらかといえば夫」「主に夫」の割合が多い項目は、「主な収入」の66.1%、「自治会行事」の43.9%となっています。

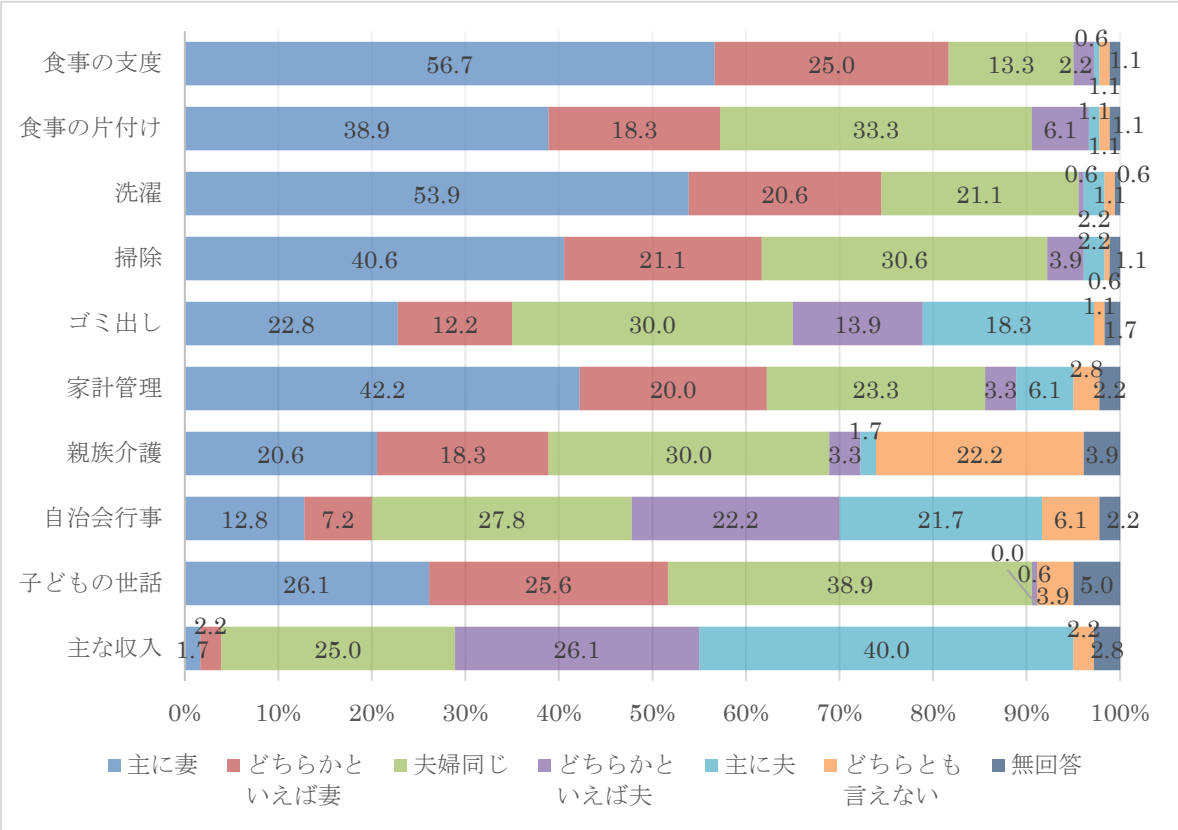

■町内の女性は、職場や地域社会で活躍されていると思いますか。

女性の活躍については、「大いに活躍」「それなりに活躍」と感じている割合は52.2%で、「あまり活躍していない」「活躍していない」の18.3%より33.9ポイント上回っています。

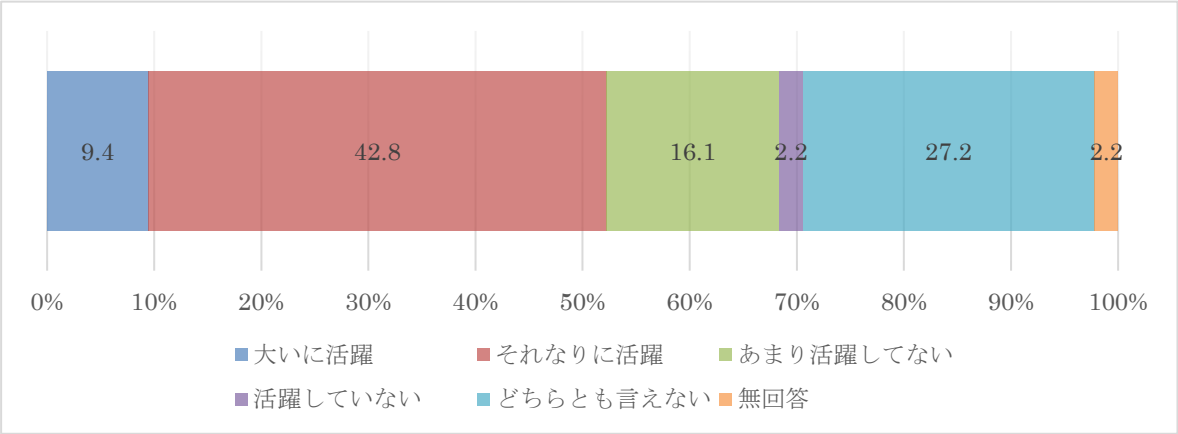

■女性が職場や地域社会で主体的に活躍することについてどう思いますか。

女性が職場や地域社会で主体的に活躍することについては、「大いに賛成」「賛成」が82.8%で圧倒的に高くなっており、「反対」「絶対に反対」は0.6%となっています。

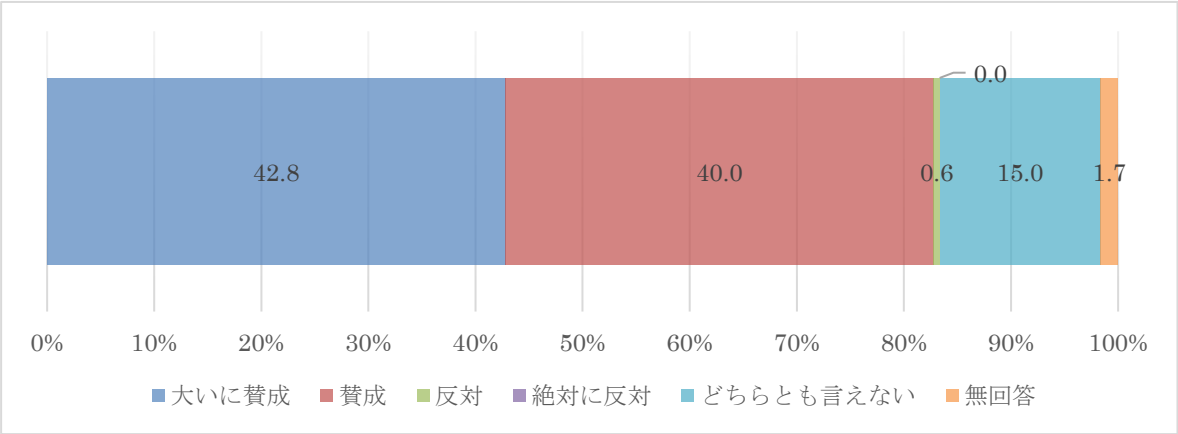

（２）男女がともに活躍できる環境づくり

■女性が仕事を持つことについて、どのように思いますか。

女性が仕事を持つことについて思うことの割合が高い項目は、「子どもが生まれても仕事」の 49.4%、次に「子どもが生まれて辞め、再就職」の 30.0%となっています。

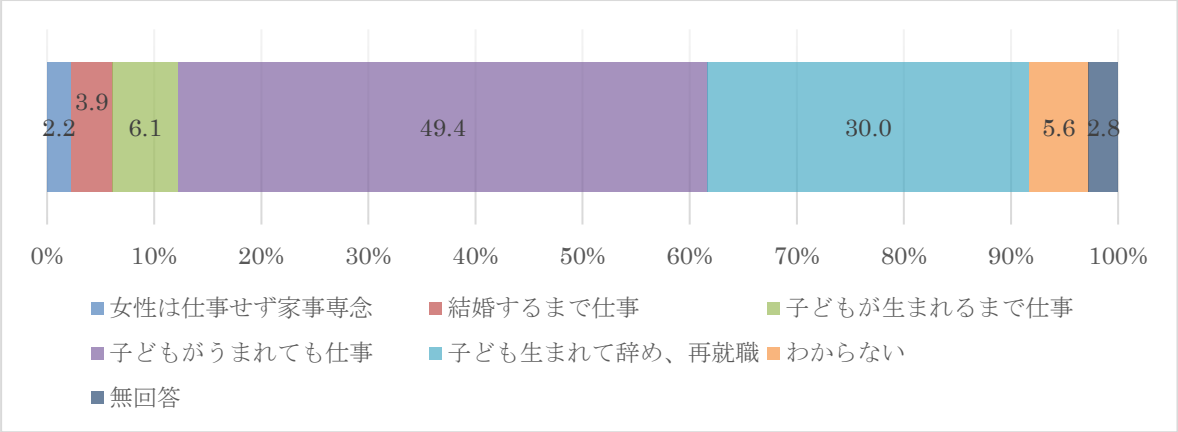

■女性が結婚後や出産後も退職せずに働き続けるためには、どのようなことが重要だと思いますか。考えの近いものを選んでください。

女性が働き続けるために、「とても重要」「重要」と考えている割合の高い項目は、「パートナーの理解・家事等参加」の 97.8%、「保育施設等の充実」の 97.7%、「事業所の理解」の 95.5%などとなっています。

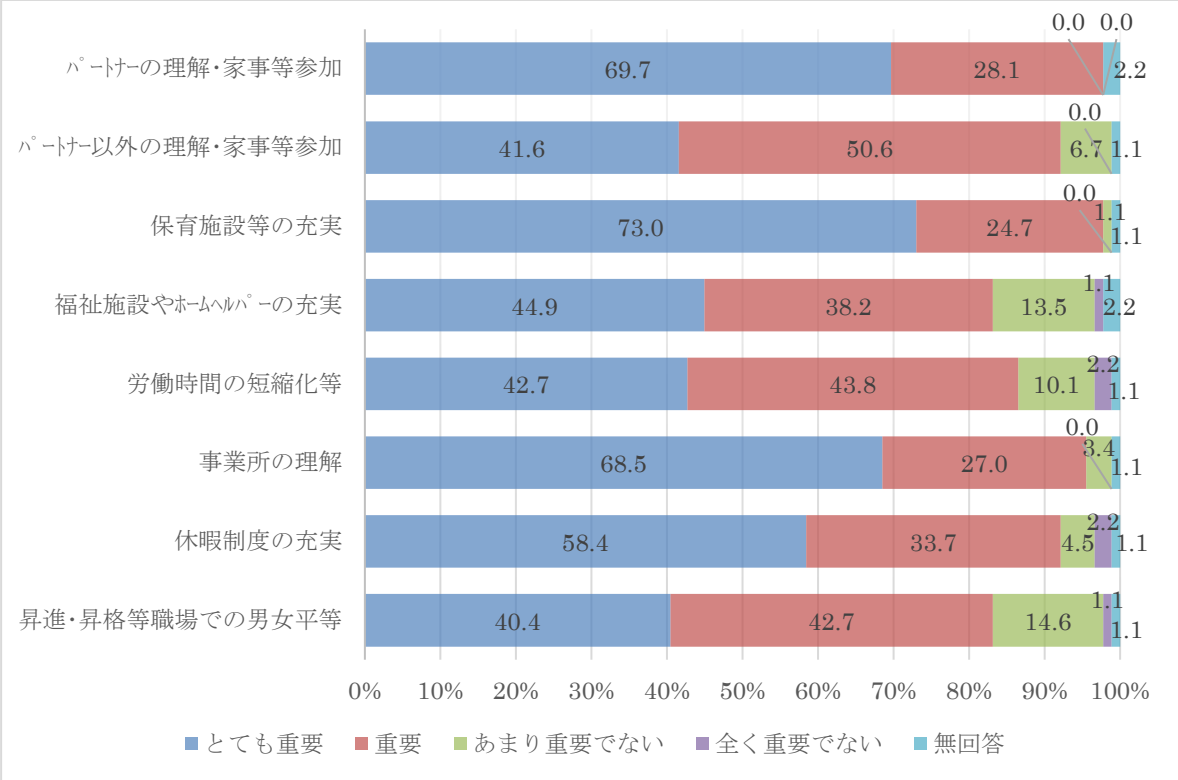

■女性が結婚や出産のために退職し、その後再就職するためには、どのようなことが重要だと思いますか。考えの近いものを選んでください。

女性の再就職について、「とても重要」「重要」と考えている割合の高い項目は、「事業所の理解」の 100%、「家族の理解や家事・育児参加」の 98.2%、「子ども等を預かる施設の充実」の 98.2%、「フレックスタイム制度導入・休暇制度充実」の 98.2%など、全ての項目で重要と考えている割合が高くなっています。

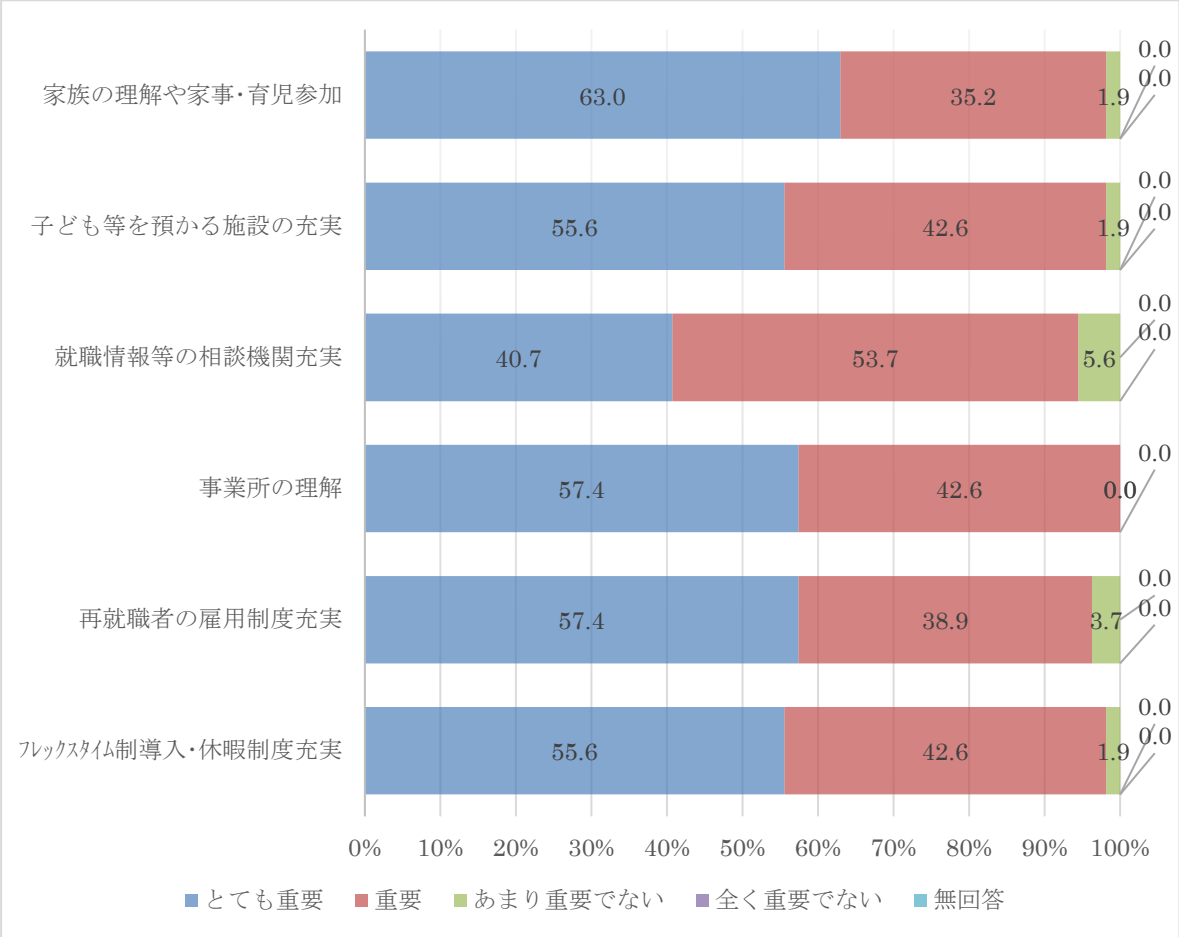

■日常生活の中で、「家庭生活」、「仕事」、「地域活動」の優先度について、あなたの希望に最も近いものを選んでください。

日常生活の中で、希望する優先度が高い項目は「家庭生活と仕事」の 50.6%で、次に「家庭生活」の 23.9%となっています。優先度が低い項目は「地域活動」の 0%となっています。

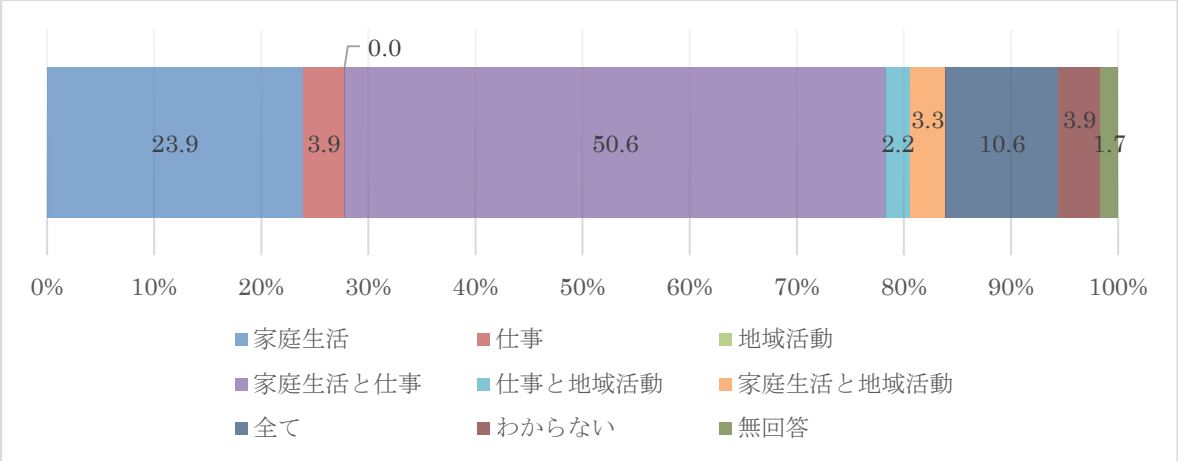

■日常生活の中で、「家庭生活」、「仕事」、「地域活動」について、あなたが現実に優先しているものを選んでください。

日常生活の中で、現実に優先しているものの割合が高い項目は、「家庭生活と仕事」の 32.8%で、次に「家庭生活」の 31.1%となっています。割合が低い項目は「地域活動」の 0%となっています。

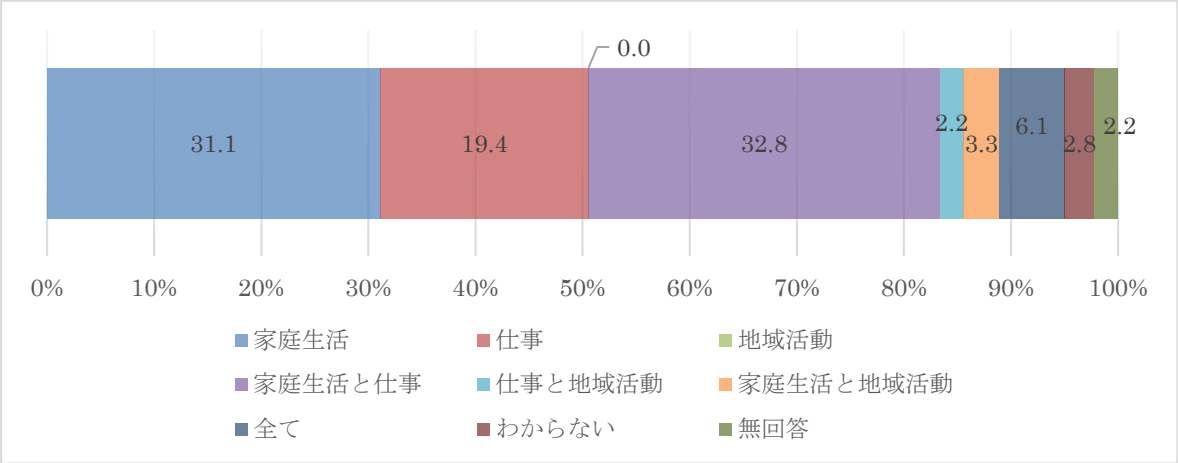

■男女共同参画社会を推進するためにどのような取組が必要だと思いますか。（主なもの３つに○）」

男女共同参画社会を推進する上で、必要と考えている取組は、「夫婦で協力し合い、家事や子育て、介護を行う」が 23.4%で最も高く、次に「差別的な社会通念やしきたりなどの考え方をなくす」が 23.0%となっています。

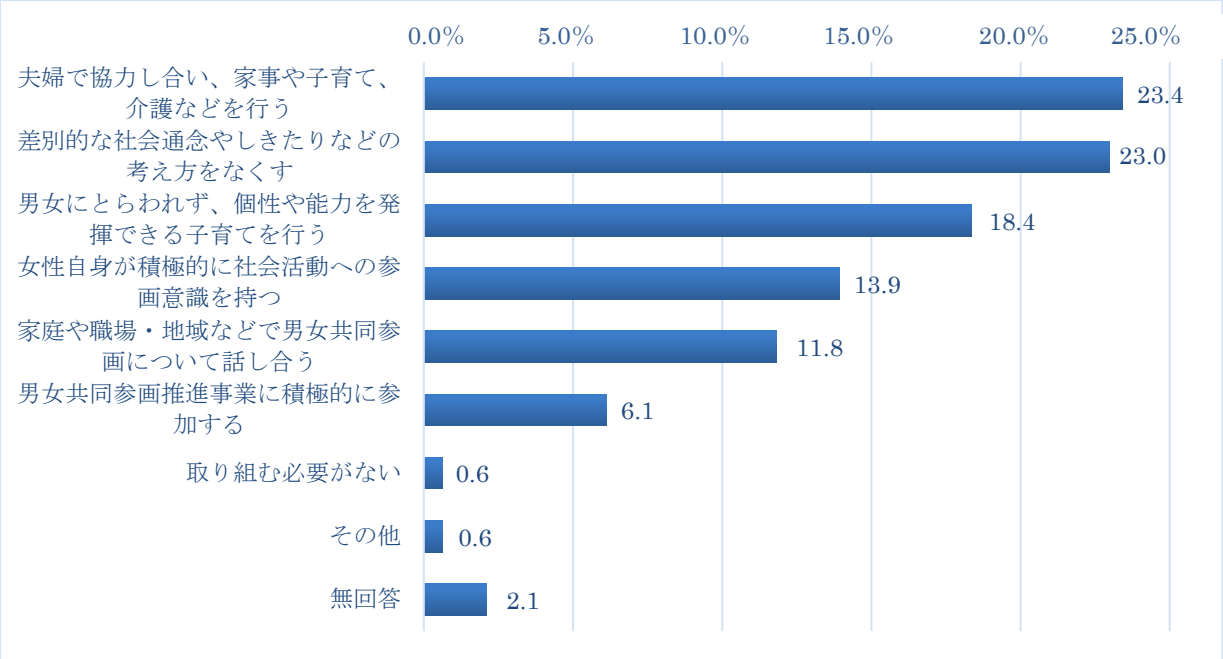

■会社や地域などで、男女共同参画社会を実現するために、どのような取組が必要だと思いますか。（主なもの３つに○）

男女共同参画社会の実現のため、必要と考えている取組は、「男女とも育児・介護休暇を取りやすく、休暇後復帰しやすくする」が 28.6%で最も高くなっています。

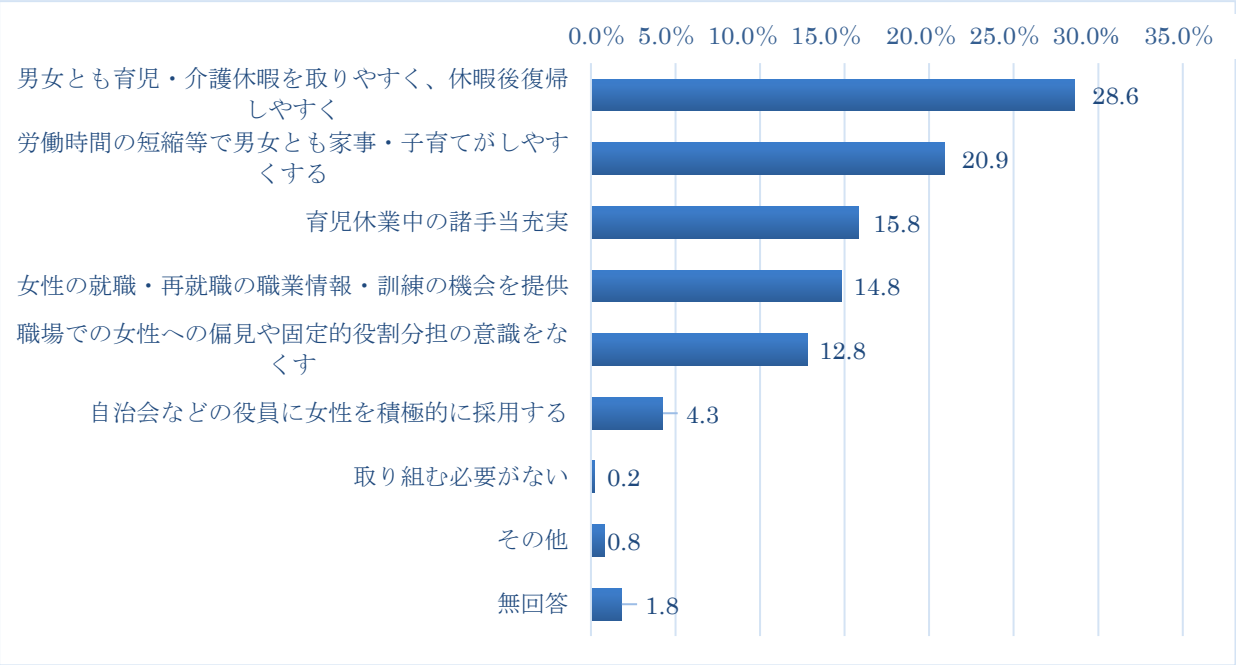

■町は今後、男女共同参画社会を築くために、どのような事に力を入れるべきだと思いますか。（主なもの３つに〇）

男女共同参画社会を築くために、力を入れるべきと考えているのは、「子育て支援推進と保育・学童施設の充実」が 21.3%で最も高く、次に「介護施設・在宅福祉サービス等の充実」の 11.6%となっています。

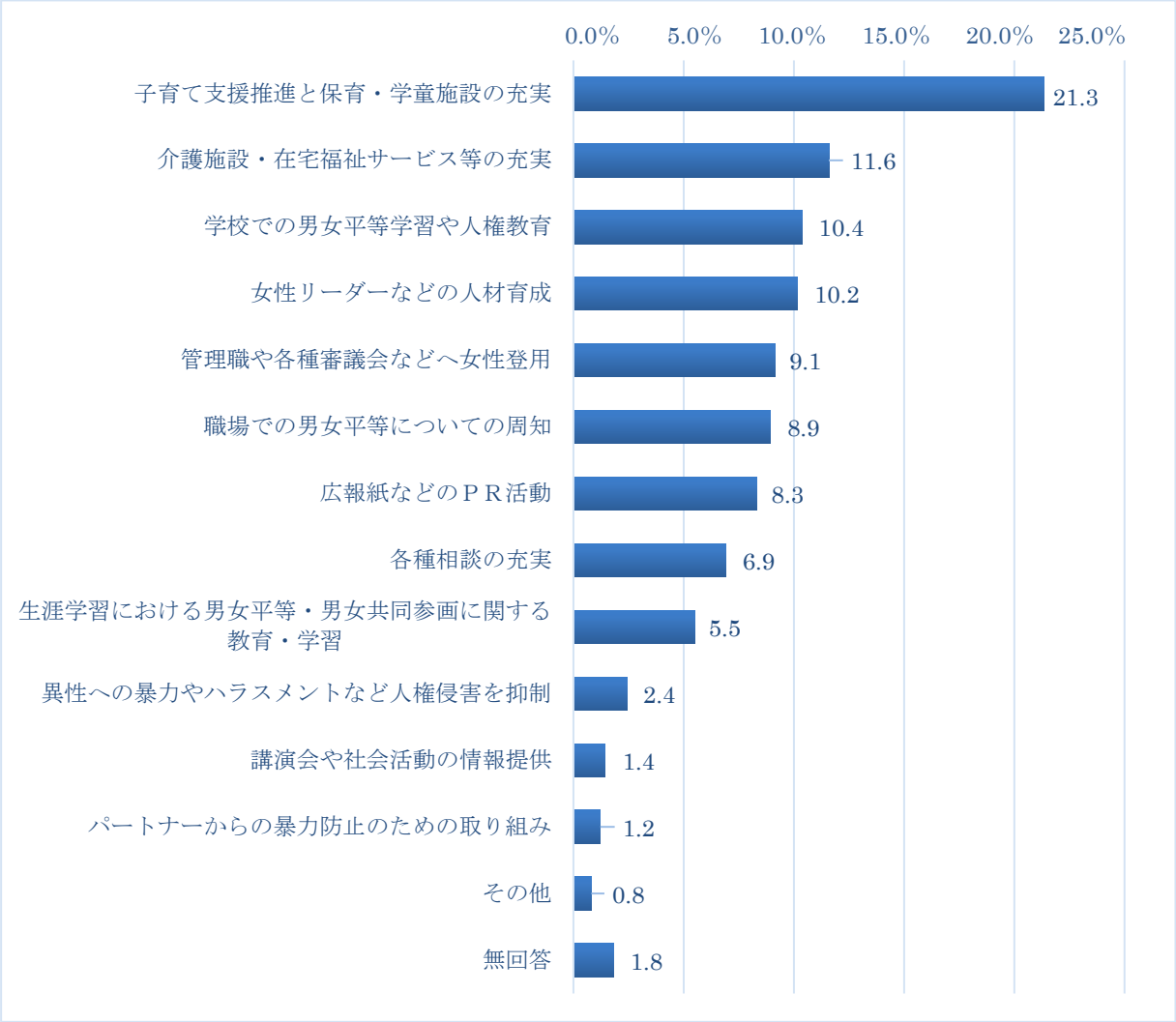

（３）生涯健康で安心して暮らせる社会づくり

■次にあげる活動に参加していますか。（該当するものすべてに○）

参加している活動で最も割合が高い項目は、「自治会活動」の 26.7%で、次に「青少年育成」の 12.9%となっています。しかし、「参加していない」が 37.5%となっています。

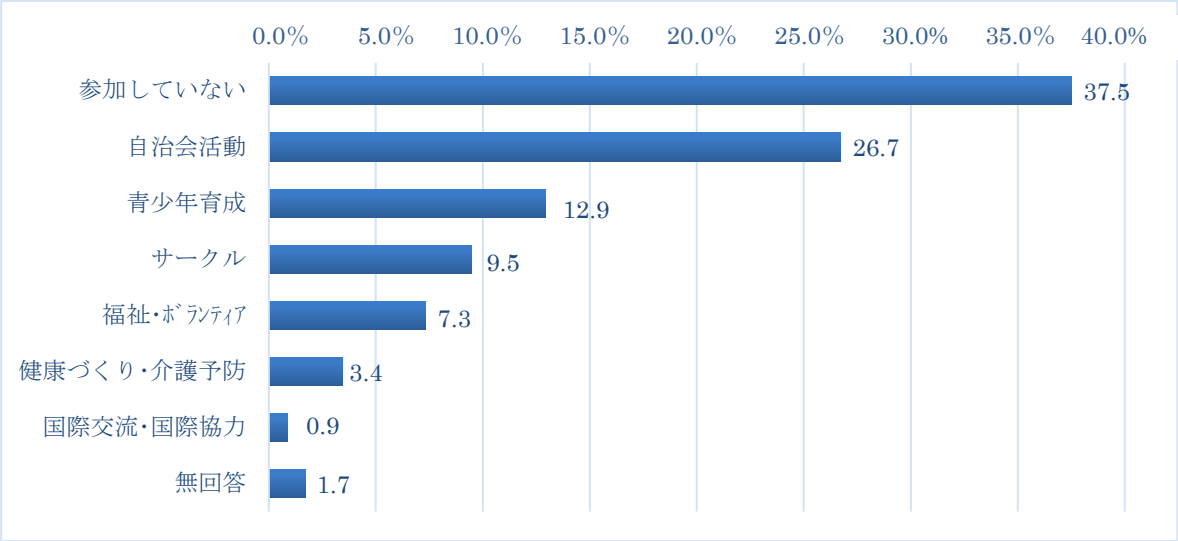

■今後も引き続きまたは、新たに参加したい活動は何ですか。（該当するものすべてに○）

参加したい活動で最も割合が高い項目は、「サークル」の 18.1%で、次に「健康づくり・介護予防」の 13.9%となっています。なお、「参加する予定はない」は 13.1%となっています。

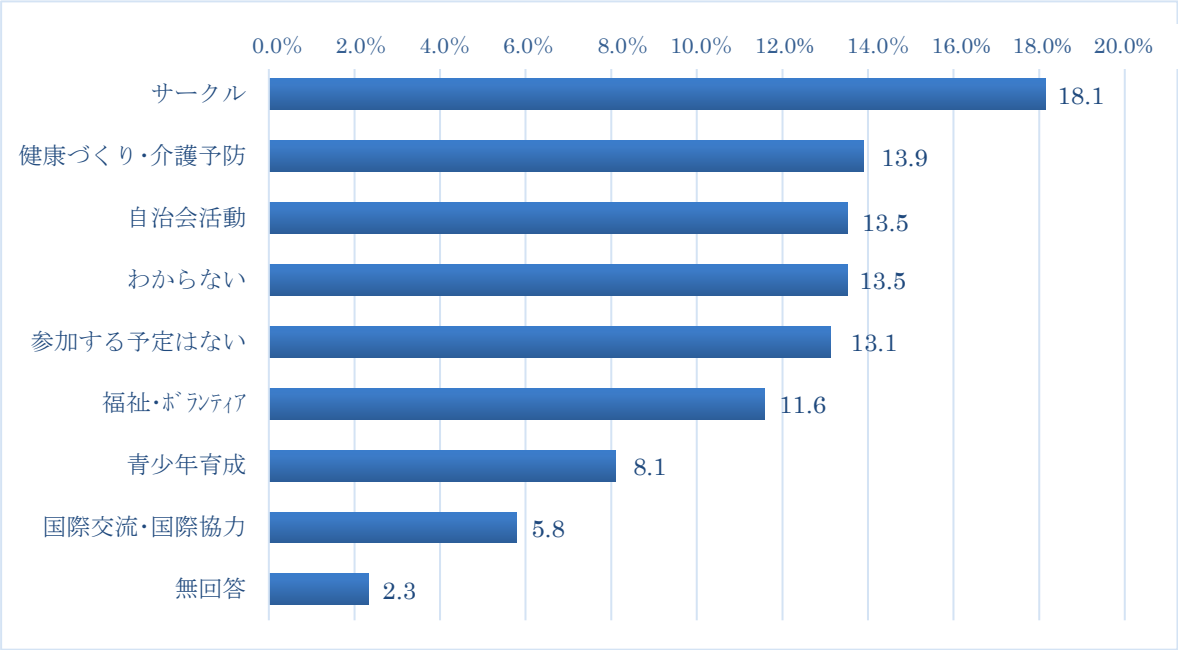

■参加した活動の場で次のような事がありましたか。（該当するものすべてに○）

参加した活動の場で感じたことは、「若い人や新たな参加者が少ない」が 27.1%、「行事などの企画は主に男性」が 20.4%、「代表者は男性からが慣例」が 17.1%となっています。

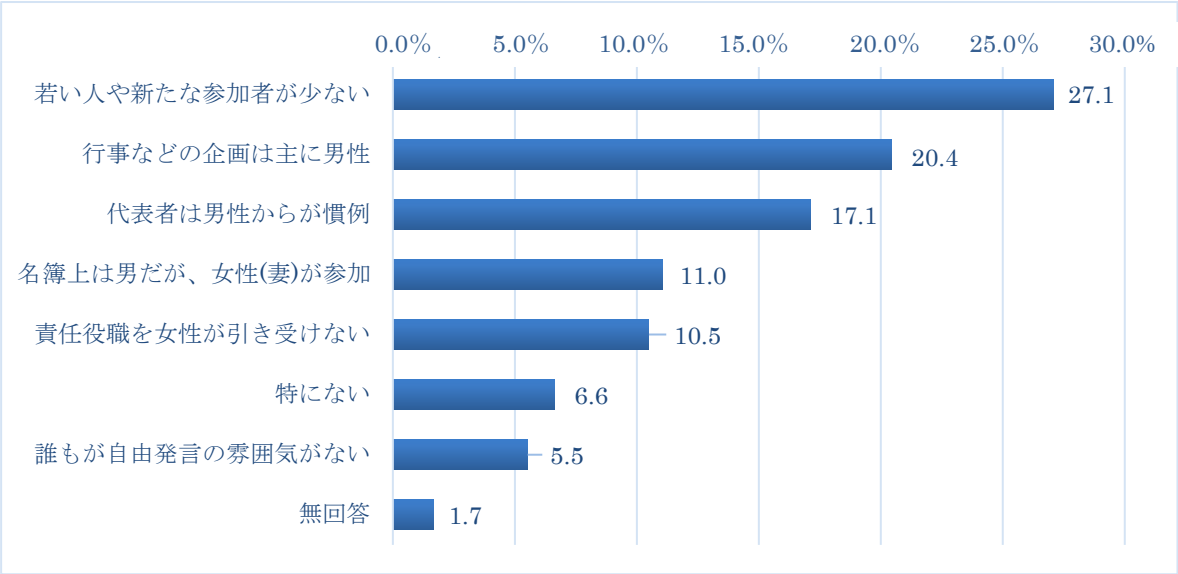

■参加していない理由は、どのような事ですか。（該当するものすべてに○）

参加していない理由の割合が高いのは、「仕事が忙しい」が 20.1%で、次に「経済的なゆとりがない」が 15.3%となっています。なお、「関心がない」も 13.2%と高くなっています。

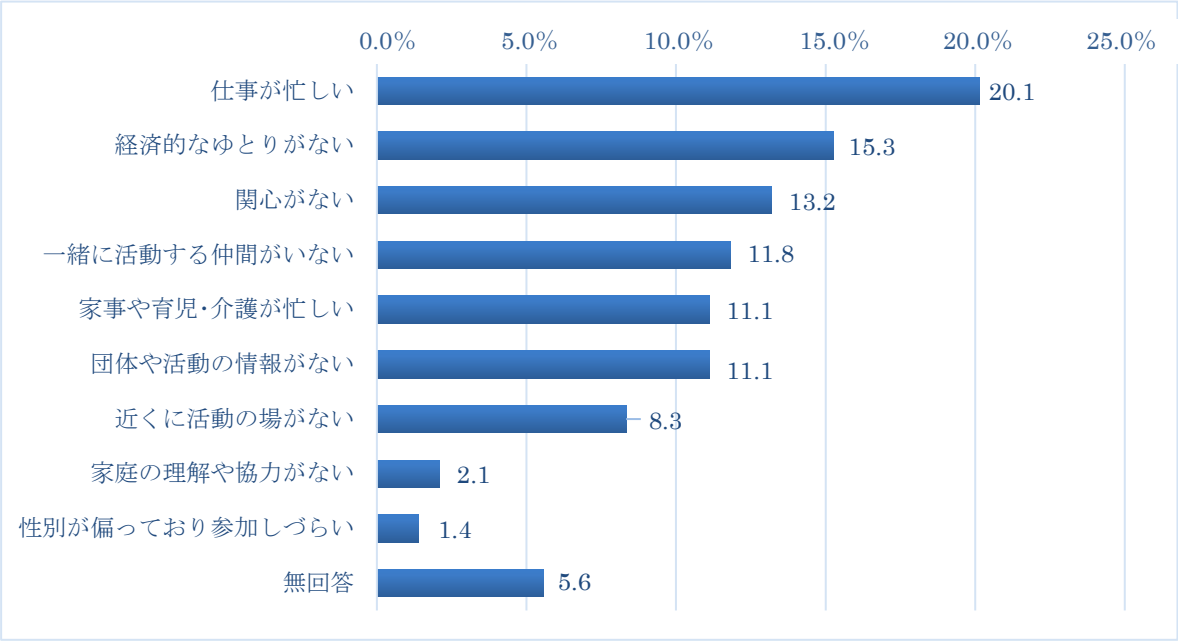

■女性の人権が尊重されていないと感じるものはありますか。（該当するものすべてに○）

女性の人権が尊重されていないと感じるもの割合が高い項目は、「昇給等の仕事内容等、職場における男女待遇の違い」及び「女性の社会進出のための支援制度の不備」の 19.7%で、次に「職場におけるハラスメント」の 15.8%となっています。

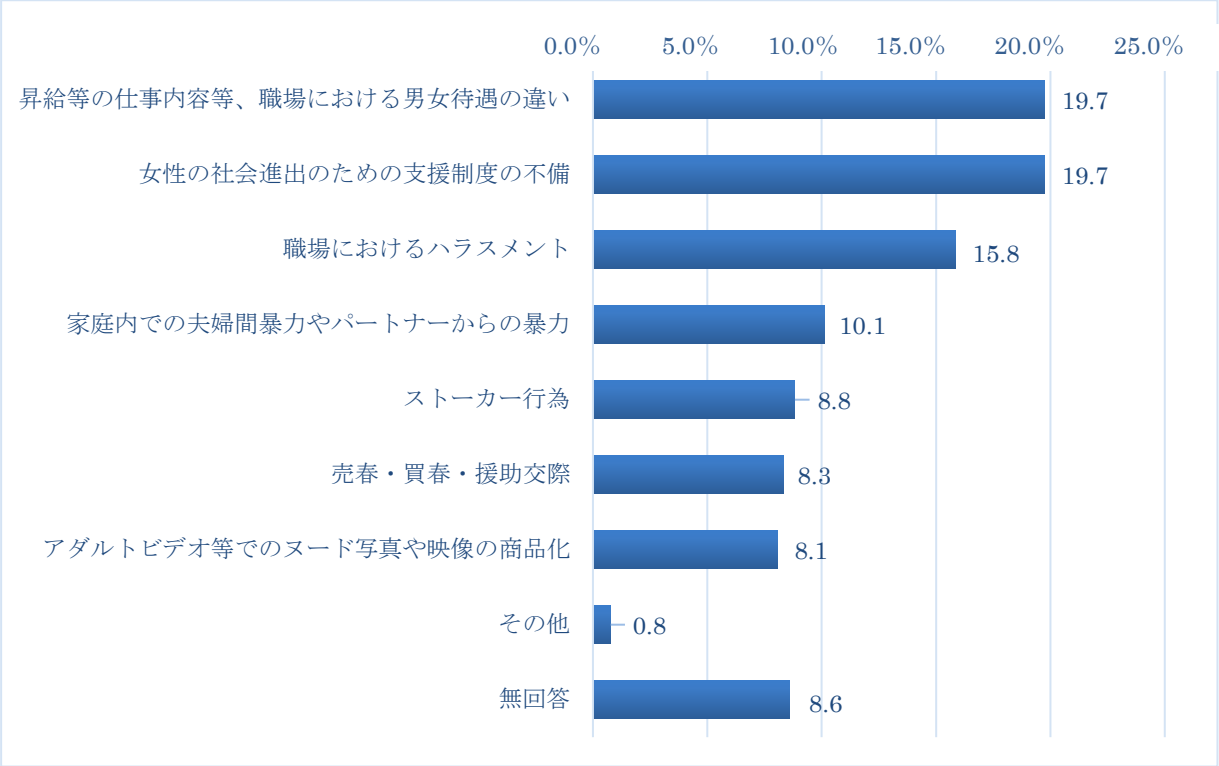

■過去にドメスティックバイオレンスを受けたこと、見聞きしたことがありますか。（該当するものすべてに○）

ドメスティックバイオレンスについては、「受けたことも・見聞きもない」が 48.9%で、「見聞きしたことがある」が 35.7%となっています。

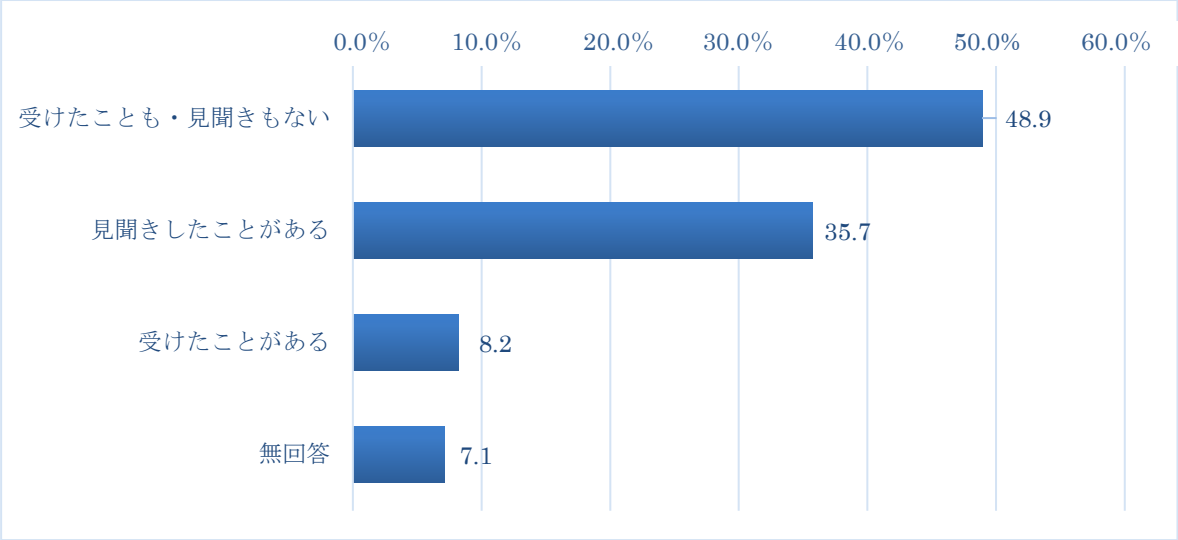

■どのようなドメスティックバイオレンスを受けたことがありますか。（該当するものすべてに○）

ドメスティックバイオレンスを受けた内容で最も高い項目は、「精神的」が 48.1%で、次に「身体的」が 29.6%となっています。

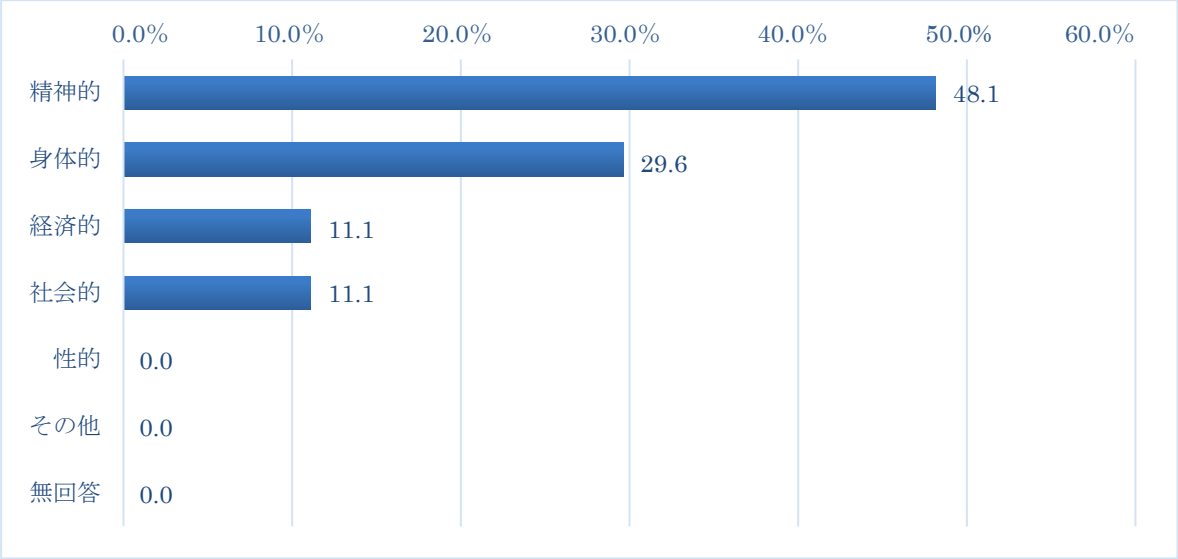

３　那須町の現状と課題

（１）男女共同参画社会の実現にむけた基盤づくり

○男女平等や女性の地位向上については、関心が高いことがわかります。
○男女平等について、社会全体では男性優遇と感じている割合が高くなっています。
○仕事は男性、家庭は女性という考え方に同感しない割合は高いですが、現実的に家庭内の役割分担は女性に偏っています。
○これらのことから、男女共同参画に対する理解や意識改革のための学習機会の充実を図る必要があります。また、女性の活躍には肯定的な意見が多いため、男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくりが求められます。

（２）男女がともに活躍できる環境づくり

○男女ともに、将来にわたって働くことが望まれています。また、働き続けるには、家族の理解や事業所の理解が不可欠です。
○女性の結婚や出産後の再就職については、家族の理解や保育施設等の充実が欠かせません。
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が施行されたことに伴い、多様な働き方への支援、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいく必要があります。
○男女共同参画社会の実現のために、男女が協力し合うことはもちろん、社会全体において男女がともに活躍できる環境づくりが求められます。

（３）生涯健康で安心して暮らせる社会づくり

○地域づくりや健康づくり等の活動に、参加していない人の割合が多くなっています。しかし、参加したいと思う活動は、サークルなど仲間づくりの活動が多くなっています。
○女性の人権については、職場における待遇や社会進出のための支援制度の不備が感じられており、その改善が求められます。
○安全な社会を実現するためには、暴力やハラスメントを許さない環境整備と、人権を尊重し、性別の違いに配慮された取り組み、相談体制の充実等、生涯健康で安心して暮らせる社会づくりが求められます。

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

男女がともに支え合い　みんなが輝き活躍できるまち

男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」等を基本理念として掲げています。

そこで、当町では、一人ひとりがお互いを尊重し協力しあって、性別に関わりなく、それぞれの個性と能力が発揮できるよう「男女がともに支え合い　みんなが輝き活躍できるまち」を目指します。

２　基本目標

本計画は、男女共同参画社会の実現に向け、次の３つの基本目標を設定し取り組んでいきます。

（１）男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

男女共同参画社会を推進するには、男女がお互いを尊重し理解することが重要です。そのため、あらゆる人々に対する男女共同参画社会の意識づくりのための啓発活動、情報提供及び教育・学習活動を推進します。

（２）男女がともに活躍できる環境づくり

男女がともに、個性と能力を発揮し、あらゆる場面で活動できるようワーク・ライフ・バランスの推進、意思決定の場での女性の参画促進及び働き方改革等、多くの町民が活躍できる環境づくりを推進します。

（３）生涯健康で安心して暮らせる社会づくり

住み慣れた地域で、性別に関わらず誰もが安心して暮らせるよう、健康、妊娠出産に関する支援及び人権の尊重等、一人ひとりに応じた支援を行うことができる社会づくりを推進します。

3　計画の体系

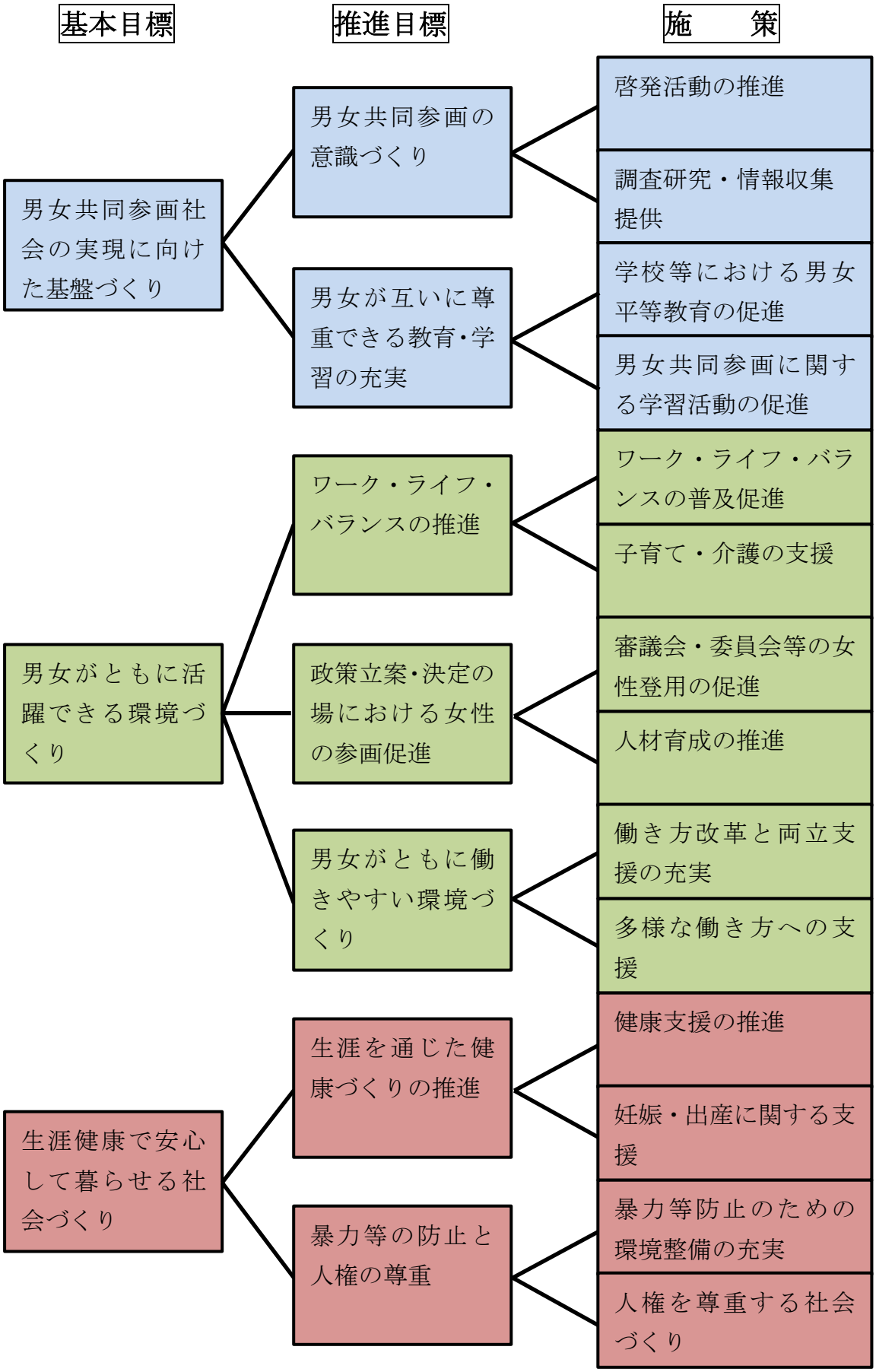
基本目標
推進目標
施　　策
男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり
男女共同参画の意識づくり
男女が互いに尊重できる教育・学習の充実
啓発活動の推進
調査研究・情報収集提供
学校等における男女平等教育の促進
男女共同参画に関する学習活動の促進
男女がともに活躍できる環境づくり
ワーク・ライフ・バランスの推進
政策立案・決定の場における女性の参画促進
男女がともに働きやすい環境づくり
ワーク・ライフ・バランスの普及促進
子育て・介護の支援
審議会・委員会等の女性登用の促進
人材育成の推進
働き方改革と両立支援の充実
多様な働き方への支援
生涯健康で安心して暮らせる社会づくり
生涯を通じた健康づくりの推進
暴力等の防止と人権の尊重
健康支援の推進
妊娠・出産に関する支援
暴力等防止のための環境整備の充実
人権を尊重する社会づくり

第４章　計画の内容

基本目標１　男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

（１）推進目標１　男女共同参画の意識づくり

男女共同参画社会とは、男女が対等な立場で自らの意思によって、あらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、個性と能力を発揮できる社会のことです。

しかし、「男は仕事、女は家庭」などの固定観念は、時代とともに変わりつつありますが、地域慣例も含め未だ根強く残っています。

男女共同参画社会の実現には、こうした性別役割分担意識を解消することが不可欠です。全ての人が、家庭、地域、職場等のあらゆる場面で個性と能力を発揮し活躍するため、男女共同参画社会に関する啓発活動や情報収集提供に努めます。

施策１　啓発活動の推進

事　業	事業内容	担当課
啓発活動	男女共同参画社会の実現に向け、町ホームページ及び広報紙等で啓発活動を実施します。	生涯学習課
講座及び講演会等の開催	町民が理解しやすいよう、男女共同参画社会に関する講座及び講演会等を開催します。	生涯学習課
みんなの集いの開催	男女共同参画を目指して活動している団体によるイベント等を実施します。	生涯学習課

施策２　調査研究・情報収集提供

事　業	事業内容	担当課
関係機関との連携	国や県と連携するとともに、那須町女性団体連絡協議会等の各種団体と協働し、調査研究を進めます。	生涯学習課
男女共同参画に関する意識調査の実施	計画の改訂の際に、町民の男女共同参画に関する意識調査を実施します。また、計画の効果を検証します。	生涯学習課
各種情報の提供	国県等から通知される男女共同参画に関する各種情報を提供します。	生涯学習課

（２）推進目標２　男女が互いに尊重できる教育・学習の充実

男女共同参画社会を実現するには、男女がともに一人ひとりの違いや個性を尊重し、多様な選択を行うことができる環境が必要であり、その基礎となるのが教育・学習です。

学校教育においては、子どもたちが主体的に選択及び行動ができるよう、男女平等への意識、相互理解・協力の重要性についての教育が必要です。

また、教育関係者、保護者及び多くの町民が男女共同参画に関する理解を深め、意識が高められるための学習機会の提供に努めます。

施策１　学校等における男女平等教育の促進

事　業	事業内容	担当課
人権教育の推進	学校等において、授業や子どもたちの様々な活動の中で、人権意識を高める取り組みを行います。	保健福祉課 学校教育課 生涯学習課
心の教育の推進	道徳教育の充実や、いじめ、不登校問題等に積極的に取り組み、思いやりの心を育てる心の教育を進めます。	学校教育課
放課後子供教室の実施	地域と連携し、放課後等を活用し、児童・生徒に様々な活動を体験させ、豊かな人間性を育てます。	生涯学習課

施策２　男女共同参画に関する学習活動の促進

事　業	事業内容	担当課
各種講座等の開催	公民館等において開催している講座において、幅広い年代の町民に男女がともに学ぶ場を提供します。	生涯学習課
家庭教育の促進	男女共同参画の視点に立った、家庭教育の重要性について学ぶ、学習機会を提供します。	学校教育課 生涯学習課
学習機会の情報提供	町以外が主催している男女共同参画に関する講座、研修会等の情報を提供します。	生涯学習課

■数値目標

項　　目	単位	現状値（令和元年度）	目標値（令和６年度）
社会全体で男女平等になっていると感じる割合	％	１０．６％	１５．０％

※ 参考値（現状値）　国＝２１．１％（Ｈ２８）、栃木県＝１１．６％（Ｈ２６）

基本目標２　男女がともに活躍できる環境づくり

（1）推進目標１　ワーク・ライフ・バランスの推進

心豊かなゆとりある生活の実現には、男女がともに仕事や家庭、地域活動等あらゆる場において、バランスよく参画できる環境づくりが大切です。

女性は、結婚後も働きながら子育てを行うことが増えてきましたが、依然として、家事をはじめ子育て、介護の多くを女性が担っているのが現状です。

男女共同参画を進めるためにも、男女が効率よく働き、ともに家庭、地域に責任がもてるようワーク・ライフ・バランス（仕事と私生活の調和または両立している状態）を推進し、子育て、介護の支援に努めます。

施策１　ワーク・ライフ・バランスの普及促進

事　業	事業内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの啓発	ワーク・ライフ・バランスについて、制度の周知及び啓発をします。	生涯学習課

施策２　子育て・介護の支援

事　業	事業内容	担当課
育児・介護休暇制度取得促進の環境づくり	各種制度の周知及び先進的事例の紹介を行い、育児・介護休暇制度等の利用を促進していきます。	総務課
放課後児童健全育成事業	保護者の利用希望をふまえ、児童の安全な居場所づくり及び健全育成を目的とした放課後児童クラブを運営していきます。	こども未来課
子育て支援センター事業	子育てに関する相談や各種情報提供、関係機関との連絡調整等、総合的に子育てに関する支援を行います。	こども未来課
託児サービスの実施	子どもを持つ女性が学習活動等に参加しやすいよう、各種事業開催時において、託児サービスを実施します。	生涯学習課
介護サービス情報の提供	仕事と介護の両立をする方の負担を軽減するための情報を提供します。	保健福祉課

（２）推進目標２　政策立案・決定の場における女性の参画促進

男女がともに、政策立案・決定の過程に参画することは、お互いがあらゆる分野において利益を享受し、ともに責任を担う社会の基盤を成すものです。

近年、女性の参画はいろいろな分野において進んでいますが、いまだ少なく女性の意見が十分に反映されているとは言えません。

女性による新しい発想や価値観は、社会全体を活性化させることも考えられるため、町の政策立案・決定の場において女性の参画拡大に努めます。

施策１　審議会・委員会等の女性登用の促進

事　業	事業内容	担当課
審議会・委員会等の女性登用の促進	町の審議会・委員会等における女性の登用率の向上に向け、関係部署への周知を図り積極的に女性の登用を促進します。	生涯学習課

施策２　人材育成の推進

事　業	事業内容	担当課
女性リーダー養成講座等の開催	女性リーダー養成講座等を周知または開催し、あらゆる分野において女性の参画を進めていきます。	生涯学習課
女性団体の育成・支援	女性の活躍推進を目的に、女性団体の育成や支援を行い、組織の活性化を図ります。	生涯学習課

（３）推進目標３　男女がともに働きやすい環境づくり

働くことは、やりがいや喜びをもたらし、家計を支えるとともに生活の上でとても重要なことです。それと同時に家事、育児、趣味や地域活動などへの参加も重要ですが、その両立は意外に難しい面があります。その背景には、ワーク・ライフ・バランスが確保しにくいことや、家事、育児、介護などが女性に偏っていることがあげられます。

男女雇用機会均等法及び女性活躍推進法の法的整備が進み、改善はされてきていますが、更に、男女ともに働き方を見直す「働き方改革」を推進し、それぞれが可能性を発揮できるよう支援体制を充実させ、働きやすい環境づくりに努めます。

施策１　働き方改革と両立支援の充実

事　業	事業内容	担当課
男女雇用機会均等法及び女性活躍推進法の普及啓発	制度に関する情報提供、パンフレット等の設置や関係機関を通じて事業者等への普及啓発を実施します。	生涯学習課
保育サービスの充実	子育てや仕事が両立できるよう保育サービスを充実します。	こども未来課
那須町での働き方提案	観光、新規就農、農業体験、グリーンツーリズム等、那須町ならではの暮らしや働き方を提案します。	農林振興課 観光商工課 総務課 ふるさと定住課

施策２　多様な働き方への支援

事　業	事業内容	担当課
就労に関する相談体制の充実	就労に関する相談事業について、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。	観光商工課
起業支援	町内で起業を希望している人への情報提供及び支援を行います。	観光商工課

■数値目標

項　　目	単位	現状値（令和元年度）	目標値（令和６年度）
審議会等※の女性委員の登用率	％	２２．５％	３０．０％

※地方自治法第２０２条の３に基づく審議会等

基本目標３　生涯健康で安心して暮らせる社会づくり

（１）推進目標１　生涯を通じた健康づくりの推進

生涯にわたり、心身ともに健康でゆとりある生活を送ることは、全ての人の望みであり、男女がともに安心して生きていくための基本的要件です。

そして、健康に関する知識、情報収集及び健康づくりのための活動の場が求められています。

また、当町においても少子高齢化が進む中、女性の妊娠、出産に関する支援と、高齢者や障がいを持つ男女が生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりに努めます。

施策１　健康支援の推進

事　業	事業内容	担当課
スポーツ活動の推進	町民が、気軽に楽しめるスポーツやレクリエーション活動が行える環境を整備し、生涯スポーツの振興を図ります。	生涯学習課
健康教室の開催	町民が、生涯にわたり元気で明るく健康増進を図れる健康教室を開催します。	保健福祉課 生涯学習課
高齢者及び障がい者福祉体制の充実	高齢者に対する各種事業の展開及び障がい者福祉サービスの充実を図ります。	保健福祉課

施策２　妊娠・出産に関する支援

事　業	事業内容	担当課
妊娠・出産に伴う経済的支援	妊産婦医療費助成や出産育児一時金等、妊娠・出産に伴う経済的負担を軽減するための支援を行います。	住民生活課
安心して出産できる環境の整備	出産・育児に関する正しい知識の普及や検診・相談の利用促進を図ります。	保健福祉課 こども未来課

（２）推進目標２　暴力等の防止と人権の尊重

ＤＶやハラスメント等、さまざまな形態で存在する暴力は、社会全体に深刻な影響を与えるため、全ての人に対する暴力を許さない社会づくりが必要です。

また、男女共同参画社会の実現のためには、性的マイノリティやその他の困難を抱える人などについても、教育や学習を通じて正しい知識をもち、全ての人の人権が尊重されなければなりません。

男女を問わず、学校や地域、職場などあらゆる場において人権が尊重され、暴力を根絶、容認しない環境づくりに努めます。

施策１　暴力等防止のための環境整備の充実

事　業	事業内容	担当課
ＤＶ等防止に関する広報啓発	広報等によるＤＶ等防止のための啓発活動や情報提供を行います。	保健福祉課 こども未来課
相談機関等の周知	子どもや高齢者、障がい者やその他の困難を抱えた人など、暴力等を潜在化させないために相談機関の周知や情報を提供します。	保健福祉課 こども未来課
緊急時における安全の確保	ＤＶ等被害者の緊急時における安全確保のため、警察など関係機関と連携し必要に応じた支援を行います。	保健福祉課 こども未来課

施策２　人権を尊重する社会づくり

事　業	事業内容	担当課
人権に関する啓発活動	人権週間の周知及び人権尊重の理解を深めるための広報掲載や啓発活動を行います。	保健福祉課
人権教育	子どもから大人までの幅広い年代に対し、人権に関する講演会の開催や指導者研修を実施します。	保健福祉課 学校教育課 生涯学習課
人権に関する相談業務	差別や精神的・身体的苦痛などに対する、人権侵害に関する相談業務を行います。	保健福祉課

■数値目標

項　　目	単位	現状値（令和元年度）	目標値（令和６年度）
地域活動や健康づくり活動等に参加していない人の割合	％	３７．５％	３２．０％

資料編

○那須町男女共同参画推進条例

(平成29年3月6日条例第1号)

目次

第1章　総則(第1条－第3条)
第2章　責務(第4条－第7条)
第3章　男女共同参画の推進に関する基本的施策等
　第1節　基本的施策(第8条－第13条)
　第2節　推進体制(第14条－第16条)
第4章　年次報告(第17条)
第5章　男女共同参画を阻害する行為の制限(第18条・第19条)
第6章　那須町男女共同参画審議会(第20条・第21条)
附則

前文

那須連山と八溝の山なみに育まれ、自然豊かで、歴史と伝統を有する那須町は、よりよい郷土づくりのため、日本国憲法でうたわれている個人の尊重や法の下の平等の理念に基づき、男女平等の実現に向けてさまざまな取組を推進している。

しかしながら、社会的、文化的、地域的に形成された性別による役割分担意識や慣行が依然として根強く残っている。更に、少子高齢化の進展や社会環境の変動に伴う家族形態の多様化、地域社会の変化や国際化、女性の社会進出等に伴い、解決すべき課題は増えている。

これらの課題を解決するためには、家庭、職場、地域等あらゆる活動場所において、全ての人が家庭生活における活動と他の活動の両立ができ、喜びと責任を共に分かち合う社会の実現を図るとともに、性別に関わりなく1人ひとりが個人として尊重され、それぞれの能力を十分に発揮し、多様な生き方を選択できる男女共同参画社会を実現することが必要である。

ここに、私たちは、町、町民、事業者、教育関係者等が一体となって男女共同参画の推進に取組み、全ての人が幸せで住みやすいまちづくりの実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章　総則

(目的)

第1条　この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、町、町民、事業者、教育関係者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の実現に向けて町の施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　男女共同参画　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、それによって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。

(2)　積極的改善措置　前号に規定する機会に関する男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3)　町民　町内に居住する者、通勤する者、通学する者及び活動する者をいう。

(4)　事業者　町内において事業を行う個人、法人その他の団体をいう。

(5)　教育関係者　町内において家庭教育、学校教育及び社会教育を行う者並びに教育に携わる者をいう。

(6)　ハラスメント　相手の望まない言動及び態度で、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は相手の尊厳を傷つける行為のことをいう。

(7)　ドメスティック・バイオレンス　夫婦、親子、恋人等の親密な関係にある者又はあった者から受ける身体的、精神的、経済的、性的及び言語的な暴力及び相手に不快感又は苦痛を与える暴力のことをいう。

(8)　ワーク・ライフ・バランス　人々が、やりがい及び充実感を持ちながら働くとともに、家事、子育て、介護等の家庭生活、地域活動及び自己啓発等の時間を持ち、仕事と生活の調和が図れることをいう。

（基本理念）

第３条　男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1)　男女が、それぞれの尊厳及び人権を尊重し、性別による差別を受けることなく、ひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保すること。

(2)　男女が、固定的な役割分担の意識に捉われず、自らの意思で自由に多様な選択ができるよう社会における制度又は慣行について配慮すること。

(3)　男女が、社会の対等な構成員として、町の政策又は事業者における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

(4)　男女が、互いに協力し、社会の支援の下、家事、子育て、介護等の家庭生活における活動及び地域、学校、職場、その他の社会の様々な分野における活動を両立することができ、ワーク・ライフ・バランスが保たれること。

(5)　男女が、互いの身体的特徴に理解を深め、双方の意思を尊重することにより、生涯にわたり健康的な生活を営むことができるようにすること。

(6)　職業生活及び家庭生活の両立を望む女性の意思を尊重し、両立できるような環境を整備し、かつ、採用、昇進等の機会の積極的な提供及び活用を行い、女性の活躍を推進すること。

(7)　男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接に関係していることを考慮し、国際社会の動向を踏まえて行うこと。

(8)　性同一性障がい又は先天的に身体上の性別が不明瞭である人の人権に配慮すること。

第2章　責務

(町の責務)

第4条　町は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2　町は、男女共同参画の推進に当たっては、町民、事業者、教育関係者等と連携し、率先して取り組むものとする。

(町民の責務)

第5条　町民は、男女共同参画に関する理解を深め、家庭、職場、地域、その他のあらゆる分野において、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に取り組むものとする。

2　町民は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条　事業者は、その事業活動において男女が対等に参加する機会を与え、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に積極的に取り組むものとする。

2　事業者は、性別に捉われることなく、職業生活と家事、子育て、介護等の家庭生活を両立できる環境づくりを行い、男女共同参画の推進に積極的に取り組むものとする。

3　事業者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第7条　教育関係者は、それぞれの教育を行う過程において、基本理念に基づいた教育を行うよう取り組むものとする。

2　教育関係者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第3章　男女共同参画の推進に関する基本的施策等

第1節　基本的施策

(基本計画)

第8条　町は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2　町は、基本計画を策定又は変更しようとするときは、第20条で定める那須町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

3　町は、基本計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(町民等の理解を深めるための措置)

第9条　町は、町民、事業者及び教育関係者(以下「町民等」という。)の男女共同参画への理解を深めるため、啓発活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

2　町は、町民等が積極的に男女共同参画の推進のための取組みを行うときは、情報提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(教育の分野における措置)

第10条　町は、男女共同参画の推進を率先して行う人材を育成するため、研修の実施、活動の場の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2　町は、町民等の男女共同参画の推進についての理解を促進するため、学校教育、社会教育、家庭教育、地域教育等のあらゆる教育の分野において必要な措置を講ずるものとする。

(事業者が行う活動への支援等)

第11条　町は、事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2　町は、必要があると認めるときは、事業者に対し、雇用その他の事業活動における男女共同参画の状況等について報告を求めることができる。

3　町は、前項の報告により把握した男女共同参画の状況等について、必要に応じ公表することができる。

(家族経営的な産業の分野における措置)

第12条　町は、家族経営的な産業の分野において、男女が社会の対等な構成員として、男女ともに能力を十分に発揮し、正当に評価され、活動できる機会が確保されるよう、助言、その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第13条　町は、男女共同参画の推進に関し、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

第2節　推進体制

(積極的改善措置)

第14条　町は、施策の立案及び決定又は施策の実施において、男女間で参画する機会の格差の改善を図る必要があると認めるときは、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

2　町は、附属機関の委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

（体制の整備等）

第15条　町は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備を図るものとする。

（意見等の申出）

第16条　町民等は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、町長に意見を申し出ることができる。

2　町長は、前項の申出があったときは、適切に対応するものとし、必要と認めるときは審議会の意見を聴くことができる。

第4章　年次報告

（年次報告）

第17条　町長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

第5章　男女共同参画を阻害する行為の制限

（性別による権利侵害の禁止）

第18条　何人も、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別を理由とする差別的な取扱い及び人権の侵害を行ってはならない。

2　何人も、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

（公衆に表示する情報への配慮）

第19条　何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、男女間の暴力行為を助長し、若しくは連想させる表現又は不必要な性的表現を行わないように努めなければならない。

第6章　那須町男女共同参画審議会

（那須町男女共同参画審議会の設置）

第20条　この条例の規定によりその権限に属さられた事務を処理し、及び町長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、審議会を置く。

2　審議会は、前項に規定するもののほか、男女共同参画の推進に必要と認められる事項について、町長に意見を述べることができる。

3　審議会は、委員15人以内で組織する。

4　男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

5　委員は、町民及び学識経験を有する者の中から町長が任命又は委嘱する。

6　委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第 21 条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

○那須町男女共同参画審議会規則

(平成29年3月31日規則第15号)

(趣旨)

第1条　この規則は、那須町男女共同参画推進条例(平成29年条例第1号)第20条第7項の規定に基づき、那須町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条　委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命又は委嘱する。

(1)　学識経験者

(2)　各種関係団体の代表者又はその推薦を受けた者

(3)　その他町長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第3条　審議会に、会長及び副会長を1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条　審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3　審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(秘密を守る義務)

第5条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条　審議会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(補則)

第7条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

那須町男女共同参画審議会委員名簿

番号	氏　名	所属団体	備考
1	澤　正二	那須町人権擁護委員	
2	増渕　尚	那須町小・中学校長会	
3	松中　キミエ	那須町社会福祉協議会	
4	草野　勇三	那須町自治会連合会	
5	深沢　知光	那須町民生委員児童委員協議会	
6	高久　淳一	那須町商工会	
7	新巻　はるみ	那須町女性団体連絡協議会	
8	中島　君江	那須町女性団体連絡協議会	
9	白井　智子	家庭教育オピニオンリーダー　かおり会	
10	吉田　文枝	栃木県男女共同参画推進委員会　那須支部　華の会	

男性：5名／女性：5名（順不同、敬称略）

○那須町男女共同参画計画策定・推進委員会設置要綱

(令和元年 8 月 30 日告示第 44 号)

(趣旨)

第 1 条　この告示は、庁内各課局の緊密な連携と協力により、男女共同参画を総合的に推進するため、那須町男女共同参画計画策定・推進委員会(以下「委員会」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条　委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

(1)　男女共同参画計画の策定及び見直しに関すること。

(2)　男女共同参画に関する諸施策の調整に関すること。

(3)　男女共同参画の普及及び啓発に関すること。

(4)　男女共同参画に関する情報の収集及び連絡に関すること。

(5)　その他男女共同参画の総合的な推進に関すること。

(組織)

第 3 条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2　委員長は、副町長をもって充て、委員会を統括する。

3　副委員長は、教育長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4　委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

5　前条に掲げる事項を処理するため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

(運営)

第 4 条　委員会は、委員長が招集する。

2　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条　委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(補則)

第 6 条　この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この告示は、告示の日から適用する。

別表（第３条関係）

那須町男女共同参画計画策定・推進委員会構成員

1	副町長
2	教育長
3	総務課長
4	税務課長
5	企画財政課長
6	住民生活課長
7	環境課長
8	保健福祉課長
9	こども未来課長
10	農林振興課長兼農業委員会事務局長
11	建設課長
12	ふるさと定住課長
13	観光商工課長
14	会計課長
15	上下水道課長
16	学校教育課長
17	議会事務局長